

現行戦略(平成16年3月策定)

1 策定の狙い

農業者や生産者団体が主体となり、
 I 地域における米づくり(水田農業)のあり方検討
 II 食の安全・安心の確保
 III 地球環境にやさしい水田農業への転換
 等の課題に対応できる産地づくりに向けた指針とする。

2 戦略の柱と成果

(1) 消費者の安全・安心ニーズに対応した「人と自然にやさしい」生産方式の拡大
 ◆米の「三重の安心食材 表示」に取り組む生産者の拡大
 0件(H14)→253件(H25)

(2) 多様な需要に対応した流通販売の展開
 ◆「伊賀コシヒカリ」の知名度の向上
 全国食味ランク A→特A
 ◆地域銘柄米の取組拡大
 約40銘柄(H24現在)
 ◆新たな品種の作付拡大
 酒米「神の穂」 21ha(H25)
 「三重23号(結びの神)」 77ha(H25)

(3) 地域特性と需要に応じた米・麦・大豆等の計画的生産
 ◆経営所得安定対策の活用による計画的な米生産の確立
 ◆麦・大豆の生産拡大
 【麦】5,990ha(H25、H14比106%)
 【大豆】4,170ha(H25、同190%)
 【飼料米】553ha(H25、同皆増)

(4) 集団化された水田を意欲ある担い手が担う水田農業構造の実現
 ◆主穀中心経営認定農業者の増加
 1,211経営体(H14比218%)
 ◆集落営農の拡大
 413集落(同114%)
 ◆生産基盤の整備
 13地区(H25.10)

(5) 地域特性を生かした中山間地域水田農業の活性化
 ◆そば、なたね、マコモなどの地域特産作物の拡大
 ◆農地・水・環境保全向上 対策事業(H19~)を活用した取組の拡大
 510集落

課題



①「結びの神」
 県産ブランド米の確立

②コシヒカリ
 気象の影響などによる品質の低下



③小麦
 実需者ニーズに対応した生産量の確保



④大豆
 計画的・安定的な供給

⑤飼料用米等
 需要の開拓と安定生産

⑥地域特産作物
 安定生産と需要の確保

新しい戦略(平成26年3月策定予定)

<目標年度:平成33年度>

1 策定の狙い

農業者や生産者団体が主体となり、「もうかる水田農業」の実現につなげられるよう、
 I 需要に応じた、米、小麦、大豆、その他水田作物の生産販売を促進するための個々の課題
 II 米の需要量の減少や消費動向などの社会状況の変化
 III 国における水田農業に関する政策の見直し などに的確に対応でき、消費者から信頼される産地づくりに向けた指針とする。

2 戦略のコンセプト

需要につながる生産の最適化による「もうかる水田農業」の実現
 「作る水田農業」から「売れる水田農業」への転換、さらには「もうかる水田農業」につながる取組を展開することにより、農業生産を行う経営体の発展と農村の活力向上を図ります。

3 戦略の体系と具体的取組

目標指標

水田作物を売るための環境づくり

方策1 水田作物のマーケティング対策

- ①水田作物のブランド力の向上
 ◆水田で生産される作物や地域特性を生かした情報発信によるブランド力の向上
- ②新たな販路開拓に向けた体制づくり
 ◆県内を中心とした三重県産コシヒカリの需要の掘り起こし、首都圏を含めた「結びの神」のマーケティングの推進
 ◆作物や品種に応じた新たな販路開拓
- ③多様な需要を生み出すサプライチェーンの構築
 ◆生産から実需につながる麦のサプライチェーン(三重県モデル)などの強化
 ◆水田作物のマーケットに対応した新たなサプライチェーンの確立
- ④6次産業化、農商工連携の推進
 ◆生産者等が積極的に取り組むことができるよう、高付加価値化や販路拡大に向けた情報提供の実施
 ◆みえフードイノベーションネットワークの活用などによる事業者との連携に向けた機会の創出
- ⑤生産者自らが計画的に水田作物を選択できる体制づくり
 ◆生産者団体や関係事業者との連携のもとでの検討をすすめ、需要に応じた生産に取り組むための体制づくりの実施

生産力・収益力のある水田作物づくり

方策2 米・麦・大豆の生産性向上対策

- ①三重県産米の品質向上対策
 ◆生産現場と一体となった技術対策(水管理、肥培管理技術、適期防除など)の実施
- ②三重県産麦の収量向上等生産拡大対策
 ◆品質・収量性に優れた品種(あやひかり等)の作付面積の拡大
 ◆排水対策技術の導入や品種に応じた肥培管理の徹底
- ③三重県産大豆の安定供給等生産拡大対策
 ◆増産技術(300A技術)の導入による生産の安定化と麦跡への作付推進による生産量の拡大
- ④ITなど新たな技術を活用した低コスト・省力化栽培の推進
 ◆ITを活用した効率的な作業管理、機械利用の効率化による低コスト化の推進
- ⑤主要農産物種子の生産体制の強化
 ◆種子の生産者の確保、種子生産技術の向上など種子の安定供給の実施

一等米比率80%

麦単収350kg/10a

大豆単収180kg/10a

方策3 地域に適した作物の生産性向上対策

- ①そば、なたね、酒米等地域特産作物の安定生産対策
 ◆安定生産のための栽培技術の確立やニーズに的確に対応した生産の実施
- ②需要に応じた飼料用米等の安定生産対策
 ◆新規需要米の耕種農家と畜産農家の連携を促進することによる販路開拓、収量向上技術の確立、現地への導入推進

持続的に発展する水田農業基盤づくり

方策4 水田作物の持続的供給体制の確立対策

- ①多様な担い手の育成及び法人化の推進
 ◆各経営体に対応した支援の実施、研修会の開催・税理士などの相談活動による法人化の推進
- ②三重県型集落営農の推進
 ◆集落の合意に基づく土地利用調整システムの確立地域の拡大、「人・農地プラン」などの制度の積極的な利用
- ③水田利用の効率化・高度化の推進
 ◆効率的な作付体系の推進、人農地プランに即した農地中間管理機構の活用、「水田フル活用ビジョン」による適地適作の推進
- ④施設・基盤整備の計画的な推進
 ◆生産性の向上を図るための基盤整備や、共同利用施設及び機械の計画的な整備の推進
- ⑤獣害に強い水田農業の推進
 ◆獣害に強い地域づくりに向けた人材の育成、侵入防止策などの計画的な設置、適正な捕獲の実施
- ⑥水田農業環境を守る農業の推進
 ◆農業の多面的機能の維持・発揮のための地域活動や営農活動に向けた、日本型直接支払制度の活用
- ⑦人と自然にやさしい水田農業の推進
 ◆土づくりの推進、IPM技術の開発・導入、GAPの導入推進・指導者育成・取組の理解促進、米穀の適正流通の確保

新しい「三重の米（水田農業）」戦略（案）

平成 26 年 3 月

三重県

目 次

1	新しい「三重の米（水田農業）」戦略策定にあたって	1
2	前戦略の検証	4
3	新しい「三重の米（水田農業）」戦略における視点	7
4	新しい「三重の米（水田農業）」戦略における取組方向	9
5	新しい「三重の米（水田農業）」戦略の具体的取組内容	10
6	参考資料	23
	・新しい「三重の米（水田農業）」戦略の目標数値	

1 新しい「三重の米（水田農業）」戦略策定にあたって

（1）戦略策定の目的

三重県農業の推進において、耕地の 75%を占める水田での農業振興が大変重要となっています。このことから、本県では、平成 16 年 3 月に「新たな『三重の米（水田農業）』戦略」（以下、「前戦略」という。）を策定し、生産者、関係事業者、関係機関等が一体となって、消費者に信頼される三重の米づくり、担い手が育つ水田農業の展開、中山間地域水田農業の活性化に向けて取り組んできました。

この間、担い手の高齢化や農産物価格の低迷、耕作放棄地の増加、気象状況の変化など、農業を取り巻く環境は厳しい状況ですが、一方で、多様な担い手の参入、商品に対する本物志向、地産地消の定着など、農業の発展を支える動きも出てきています。

また、平成 22 年 12 月に「三重県食を担う農業および農村の活性化に関する条例」、平成 24 年 3 月に「三重県食を担う農業および農村の活性化に関する基本計画・行動計画」（以下、「基本計画・行動計画」という。）、平成 24 年 4 月には「三重県民力ビジョン」が制定及び策定され、「もうかる農業」の実践に向け、食料の安定供給や農業・農村の持続的な発展に向けた取組を進めているところです。

一方、国においては、農業を成長産業として発展させ、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させるための農政のグランドデザインとして、平成 25 年 12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」が策定され、担い手への農地集積を促進するための農地中間管理機構の制度化、生産調整を含む米政策と経営所得安定対策の見直し、多面的機能の発揮と地域全体での農地維持を後押しする日本型直接支払制度の創設など、農業政策が大きく見直されることとなりました。

加えて、EPA（経済連携協定）や FTA（自由貿易協定）など二国間における経済連携の進展とともに、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）など、多国間の経済連携に向けた動きも加速しています。日本の主要農産物の関税が撤廃された場合には、外国産の輸入増大等により、日本の農業は大きな影響を受けることが予想されます。

こうした国の動きに的確に対応し、本県の水田農業を「作る水田農業」から「売れる水田農業」に転換させ、さらに、「もうかる水田農業」の実現につなげ、将来にわたり持続的に発展させていくため、生産者をはじめ、関係事業者、関係機関等が共有できる本県水田農業の目指すべき姿やその実現を図るための具体的な取組を示した「新しい戦略」を策定することとします。

(2) 本県水田農業の現状

本県は、耕地面積 60,900ha (平成 25 年 7 月 15 日現在) のうち水田が 45,700ha と 75.0% を占め、水田農業が基幹となっています。

水田作物の生産状況は、米の作付面積が減少する一方で、米、麦、大豆の 2 年 3 作のブロックローテーションの普及や、経営所得安定対策の積極的な活用により、主食用途としての米のほか、麦、大豆、新規需要米 (飼料用米、飼料用稲 (WCS)、米粉用米)、地域特産作物等の作付が行われています。

米については、国内消費量の減少が続いていることから、全国的に作付面積も減少しています。本県における作付面積は、平成 6 年産では 43,800ha ありましたが、生産調整により、平成 25 年産では 30,200ha にまで減少しています。このうち、主食用の米の作付面積は 29,500ha (平成 25 年産) で、そのうち約 23,500ha (約 8 割) をコシヒカリが占める西日本一の産地であり、早場米の主産県として実需者から一定の評価を得ています。

平成 24 年の県内の農業産出額 1,122 億円のうち、米が 332 億円 (29.6%) を占めており、依然として本県農業の中心作物となっています。

麦については、生産者と加工業者など実需者との連携が進む中、年々作付面積が拡大し (平成 25 年産の作付面積 5,990ha (全国 10 位))、うち、小麦については 5,670ha (全国 6 位) となっています。また、実需者のニーズに応える、3 品種 (あやひかり、タマイズミ、ニシノカオリ) の導入が進んでおり、伊勢うどんをはじめ、県産麦を活用した食品が数多く開発されています。

大豆については、近年、作付面積の伸びは、全国的にやや減少傾向となっていますが、本県では、麦跡への作付推進と、国内産需要に支えられ、作付面積は 4,170ha (平成 25 年産) と拡大しています。

新規需要米 (飼料用米、飼料用稲 (WCS)、米粉用米) については、経営所得安定対策を活用して生産が拡大し、平成 24 年産の作付は、飼料用米 553ha、飼料用稲 (WCS) 172ha、米粉用米 109ha となっています。また、飼料用米、飼料用稲 (WCS) については耕種農家と畜産農家の連携による耕畜連携が進んでいます。

地域特産作物については、中山間地域などでソバ、マコモ、ナタネなどが地域の実情に即して栽培されています。また、これらの農産物を活用し、事業者との連携による商品開発も行われています。

水田の利用状況については、米、麦、大豆のブロックローテーションの普及により効率的な水田の利用を推進するとともに、集落を単位に、担い手の明確化、土地利用や担い手への農地の集積に関するルール作り、地域ビジョンの作成などを進め、平成 24 年度までにこれ

らの合意形成のできた 413 集落で集落営農組織が育成されています。

(3) 新しい「三重の米（水田農業）」戦略の位置づけ

今回策定する「新しい『三重の米（水田農業）』戦略」（以下「新戦略」という。）は、「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する条例」に基づき策定された「基本計画・行動計画」を上位計画とする水田農業の振興に係る具体的なアクションプランであり、「もうかる水田農業の実現」に向けて、水田農業の維持・発展を進めるうえでの指針となるものです。

この新戦略が、水田農業の推進において、生産者、関係事業者、関係機関等が一体となって取り組める共通の指針として利用されることを期待します。

(4) 新しい「三重の米（水田農業）」戦略の計画期間

概ね 10 年先を見据えた総合戦略「みえ県民カビジョン」と「基本計画・行動計画」と連携して取り組むことから、目標年度を同じく平成 33 年度とします。

2 前戦略の検証

前戦略は、「人と自然にやさしい三重の米づくり」をコンセプトとして、米、麦、大豆等の生産振興や望ましい水田農業構造の実現に向けた方策等を定めています。

このうち、三重の米・水田農業の目指す方向として、

- ・県民を中心とした消費者に信頼される三重の米づくり
- ・担い手が育つ三重の水田農業づくり
- ・中山間地域が生き生きとした三重の水田農業づくり

を掲げ、5つの具体的推進方策として

- (1) 消費者の安全・安心ニーズに対応する「人と自然にやさしい生産方式」の拡大
- (2) 多様な需要に応じた流通販売の展開
- (3) 地域特性と需要に応じた米、麦、大豆等の計画的生産
- (4) 集団化された水田を意欲ある担い手が担う水田農業構造の実現
- (5) 地域特性を生かした中山間地域水田農業の活性化

に取り組んできました。

この結果、人と自然にやさしい生産方式として、水稻の種子の農薬によらない防除技術である温湯種子消毒法が普及するなど、農薬や肥料を慣行栽培より低減する栽培方法が広がり、「三重の安心食材表示制度」に取り組む農業者が増加しました（平成25年12月末現在 253件）。また、農業者やJA等のGAPへの取組が拡大してきました。

また、農業者による直接販売や、県育成の酒米品種である「神の穂」の県内酒造業者と連携した酒造りの実施、水田農業を担う認定農業者等の育成（平成24年度 1211件）、三重県型集落営農の確立（平成25年3月 413集落）、地域の状況に応じた、麦、大豆、飼料用米等の作付拡大などの成果が見られました。

一方で、米の品質の向上、県産米のブランド力の向上、需要に応じた麦、大豆等の生産拡大、地域の実情に応じた担い手の育成、農業者の経営発展に向けた6次産業化や農商工連携の推進などの課題が明らかとなっています。

(参考) 前戦略の検証結果一覧

(1) 消費者の安全安心ニーズに対応する「人と自然にやさしい生産方式」の拡大

成果

- ・JA 育苗施設を中心に温湯消毒法が普及
- ・みえの安心食材表示制度取組生産者が増加 (H16.3 末 81 件→H25.12 末 253 件)
- ・水稻種子更新率が約 80% 台で推移 (H24 産 84.7%)
- ・「人と自然にやさしい生産方式」に取り組む農業者・団体において、「集落営農連携米」の販売
- ・安全安心モデル取組として、伊賀米安全安心システムが確立
- ・農業者自身の取組や、JA の取組において、GAP の取組が進展
- ・水田農業への理解促進のため、生産者と消費者の交流の進展
- ・「Star4 作戦」をベースに、「ライスプロミス 6」が策定され、品質向上に向けた啓発運動を展開

残された課題

- ・安全安心な生産方式の拡大・普及、安心食材表示制度の登録者の増加が図られたものの、これを、消費者への PR 材料として販売戦略に生かす取組が必要
- ・GAP に取り組む生産者の拡大を図るための仕組みづくりが必要
- ・消費者の理解促進のための交流を米の継続的な販売につなげることが必要
- ・米の品質向上に向けての具体的な動きが必要

(2) 多様な需要に応じた流通販売の展開

成果

- ・農業者等で多様な生産販売活動が展開され、農業者では直接販売を経営に組み入れ収益力が向上、JA ではファーマーズマーケットでの直売が進展
- ・「みえのゆめ」について、米粉への利用が拡大
- ・「神の穂」(酒米)について、県内酒造業者と連携した酒造りの取組が拡大

残された課題

- ・市場価値のあるコシヒカリの早場産地にプラスαの価値が求められており、三重県産米の新たな付加価値を創り上げることが必要
- ・多様な生産活動が展開した一方、県域でのブランド形成力が低下。この状況に即した米ブランド化戦略の策定が必要
- ・県育成品種の特性を生かした活用方法の検討が引き続き必要
- ・変化に富んだ自然環境、歴史、文化を生かし、多様なニーズに対応した生産販売が必要
- ・小ロットの流通販売への対応が必要

(3) 集団化された水田を意欲ある担い手が担う水田農業構造の実現

成果

- ・地域水田農業ビジョンの策定、三重県型集落営農の推進により、集落で認知された担い手が増加 (H24:水田農業を担う認定農業者等 1211 件)
- ・担い手への農地集積が進み、新たな担い手の育成、確保が進展
- ・大豆、麦を中心とした大規模な担い手が、水稻経営に取り組むケースが拡大し、中核的担い手として発展
- ・集落営農の 4 要件を満たす営農集落が育成され、意欲ある農業経営体の農用地のシェアが拡大 (H25.3 現在 4 要件を満たす営農集落 413 集落、H23 現在意欲ある農業経営体の農用地シェア 33.8%水田農業以外も含む)

残された課題

- ・担い手が明確化されていない集落に対する働きかけが必要
- ・大規模農家等においては、雇用確保・収益力向上等の経営発展に向け、6 次産業化等の多角的経営へと発展することが必要
- ・担い手の確保が困難な集落において、「水田を維持する仕組」の構築、地域の創意工夫による多様な担い手の確保が必要
- ・土地利用調整のルール作りを進め、担い手への面的集積を図ることが必要
- ・効率的な水田利用のため、水田営農システムが確立した地域の拡大が必要

(4) 地域特性と需要に応じた米・麦・大豆等の計画的生産

成果

- ・国の生産数量目標に対応した計画的な生産を実施
- ・品質向上対策のため、3つの基本対策（栽培技術改善・情報提供・新品種導入）を推進
- ・品質向上に効果のある水稲品種「三重23号」を開発、導入
- ・大豆、麦の需要を拡大し作付面積が拡大
- ・戦略作物である飼料用稲（WCS）、飼料用米の作付面積が拡大
- ・低コスト技術について、直播（乾田、湛水）の取組が普及
- ・ほ場整備（A=24ha）や、パイプライン化（L=21.5km）の進展（13地区）

残された課題

- ・米の一等比率の低迷に対し、品質向上に向けた、3つの基本対策を徹底する取組が必要
- ・大豆、麦の生産量の安定多収化、品質向上が必要
- ・飼料用稲（WCS）、飼料用米については生産・流通コスト低減が必要
- ・低コスト技術導入については、担い手の経営に合わせた技術の導入が必要
- ・省力化、農地集積の促進のため、農業基盤の整備（農地・農業用施設の機能確保）が必要

(5) 地域特性を生かした中山間地域水田農業の活性化

成果

- ・中山間地域等の条件不利地を中心に「ソバ」、「マコモ」、「ナタネ」の作付が拡大
- ・直売所を中心として、農産物や加工品の販売等、地域内で地産地消への取組が増加
- ・水稲種子生産団地を、中山間部に新たに設置
- ・都市との交流人口が年々増加し、オーナー制度等に取り組む地域や、農家レストラン、各種体験施設、農家民宿等が増加
- ・農地・水・環境保全向上対策事業により、農地や農業用水路の保全活動を実施する地域を支援

残された課題

- ・「ソバ」、「マコモ」、「ナタネ」について、安定生産に向け、栽培技術確立が必要
- ・各地域の作物導入について、販売を見据え収益性の確保に向けた導入が必要
- ・様々な農産物の生産・加工に取り組む農業者グループの育成が必要
- ・水稲種子生産について、種子生産団地のあり方の検討が必要。また、安定生産に向けた技術の高位平準化と指導体制の充実強化が必要
- ・地域ならではの商品やサービスの開発に向けた取組の促進が必要
- ・耕作放棄地発生 of 未然防止対策が必要
- ・農地・水・環境保全対策事業の継続的支援と地域の主体的な取組の持続・発展が必要

3 新しい「三重の米（水田農業）」戦略における視点

水田農業を取り巻く状況の変化及び前戦略における残された課題に対応し、将来にわたって、本県水田農業を維持・発展させていくためには、

- (1) 三重県産米をはじめとする水田作物のブランド力の強化
 - (2) 実需者の需要に的確に対応できる体制づくり
 - (3) 低コスト、高収益を生み出す生産体制の整備
 - (4) 農地の有効利用や多様な作物の導入などによる水田フル活用の実現
- などの取組が必要です。

このことから、「需要につながる生産の最適化による「もうかる水田農業」の実現」をコンセプトとして、

- (1) 水田作物を売るための環境づくり
- (2) 生産力・収益力のある水田作物づくり
- (3) 持続的に発展する水田農業基盤づくり

の視点にたった施策を展開します。

視点1 水田作物を売るための環境づくり

本県の水田では、米をはじめ、麦、大豆や新規需要米（飼料用米、飼料用稲（WCS）、米粉用米）、地域特産作物（ソバ、マコモ、ナタネなど）の作物が栽培されており、作物や地域が持つ特性の情報発信や関連事業者等との連携による商品開発、販路拡大などにより、実需者、消費者から一定の評価を得ています。

しかしながら、米については、各県での取組強化による産地間競争の激化や価格低迷が懸念されており、さらに、米の需給調整や直接支払い交付金の廃止が進められています。

生産者の経営安定を図り、水田で持続的に作物の生産を行うためには、実需者のニーズに応える「売れる農産物」の生産・販売を行う必要があります。

このため、「水田作物を売るための環境づくり」を視点として、水田作物のブランド力向上、ブランド力を活用した販路の拡大、サプライチェーンの構築による効率的な生産・流通・販売の推進、生産者が取り組む6次産業化や農商工連携への支援などに取り組みます。

視点2 生産力・収益力のある水田作物づくり

本県の水田を維持していくためには、「もうかる水田農業」の実現が重要であり、実需者や消費者のニーズに応える、高品質な生産物を安定的に確保することが必要です。

本県では、米、麦、大豆にかかる技術研修会や共進会の開催、現場における技術の普及を通じ、高品質・高収量にむけた対策を進めていますが、米の高温障害による品質低下、気象条件等による麦、大豆の単収減少、地域特産作物の安定生産などが課題となっています。

このため、「生産力・収益力のある水田作物づくり」を視点として、ブランド力を支える品質向上や生産量の確保に向け、米については品質向上に向けた取組や「結びの神」の作付拡大、麦、大豆については生産量の確保に向けた技術普及や作付面積の拡大、地域特産作物の安定生産の推進、耕畜連携の推進による飼料用米等の作付拡大、低コスト化・省力化栽培の推進などに取り組みます。

視点3 持続的に発展する水田農業基盤づくり

担い手の高齢化や後継者不足、耕作放棄地の増加などが見られるなか、水田農業を持続的に発展させるためには、地域の実情に即した担い手の育成、複合経営や6次産業化の推進、効率的な水田の活用、計画的な農業施設の整備など、水田経営の核となる人づくりや基盤づくりが重要です。また、自然環境の保全や食の安全・安心への関心が高まっており、水田農業の分野においても、これらへの積極的な取組が求められています。

このため、「持続的に発展する水田農業基盤づくり」を視点として、多様な担い手の育成や三重県型集落営農の推進、地域に即した適地適作による水田フル活用の推進、計画的な農業施設等の整備、獣害に強い地域づくりの推進、人と自然にやさしい農業の展開などに取り組みます。

4 新しい「三重の米（水田農業）」戦略における取組方向

視点 売れる農作物を作り出す環境づくり

方策① 水田作物のマーケティング対策

【三重県産水田作物のブランド力の向上】

米をはじめ、麦、大豆など水田を活用して生産される作物のブランド力の向上を図ります。

【新たな販路開拓に向けた体制づくり】

「コシヒカリ」のシェア拡大、「結びの神」の販路拡大や麦、大豆などの作物の販路拡大、輸出等の販路開拓に取り組みます。

【多様な需要を生み出すサプライチェーンの構築】

麦、大豆などで取り組まれているサプライチェーンの発展と新たな構築を進めます。

【6次産業化、農商工連携の推進】

生産者等が積極的に取り組むことができるよう、情報提供や連携の機会創出を進めます

【生産者自らが計画的に水田作物を選択できる体制づくり】

関係者と連携を図りながら検討を行い、需要に応じた生産に取り組める体制づくりを進めます。

視点 生産力・収益力のある水田作物づくり

方策② 米・麦・大豆の生産性向上対策

【三重県産米の品質向上等生産対策】

品質向上に向けた、生産技術対策、良品質品種の導入等を進めます。

【三重県産麦の収量向上等生産拡大対策】

需要に応えるため、麦の単収向上対策、作付面積の拡大に向けた取組を行います。

【三重県産大豆の安定供給等生産拡大対策】

需要に応えるため、大豆の安定供給に向けた取組を行います。

【水田作物の低コスト・省力化栽培の推進】

収益力向上に向け、低コスト生産技術の導入等を進めます。

【主要農作物種子の生産体制強化】

作物の安定生産に向けた主要農作物種子の生産を進めます。

方策③ 地域に適した作物の生産性向上対策

【ソバ・ナタネ等地域特産作物の生産振興対策】

水田を活用した地域特産作物の生産を支援します。

【需要に応じた飼料用米等の安定生産対策】

国家的推進が図られる飼料用米はじめ、飼料用稲（WCS）等の流通販売対策を進めます。

視点 持続的に発展する水田農業基盤づくり

方策④ 安全・安心な水田作物の持続的供給

【多様な担い手の育成及び法人化の推進】

水田農業に取り組む多様な担い手の育成と持続的経営体の育成のため、法人化を推進します。

【三重県型集落営農の推進】

水田農業の維持・発展に向けて集落の合意に基づく集落営農の確立を進めます。

【水田利用の効率化・高度化の推進】

効率的な作付体系の推進、人・農地プランの推進、農地中間管理機構による効率的な水田利用の促進、地域に即した適地適作の推進により水田フル活用を進めます。

【水田農業を支える施設・基盤整備の計画的な推進】

地域水田農業の発展に向け、共同利用施設の計画的な整備、農業生産性の向上に向けた水田の基盤整備を進めます。

【獣害に強い水田農業の推進】

水田作物に対する被害防止活動の支援、集落に応じた野生鳥獣の生息管理体制づくりを支援します。

【水田農業環境を守る農業の推進】

環境保全型農業の推進、日本型直接支払制度の推進を図ります。

【人と自然にやさしい水田農業の推進】

GAP（農業生産工程管理手法）の推進、県内で流通する米穀の適正流通の確保を図ります。

5 新しい「三重の米（水田農業）」戦略の具体的取組

方策① 水田作物のマーケティング対策

（1）三重県産水田作物のブランド力の向上

●現状の取組状況と課題

本県は、早い時期（主に9月頃）から米の出荷が行われる早場米の産地です。作付されている米の約8割が「コシヒカリ」で、西日本一の産地となっており、「三重県産コシヒカリ」として、主に県内及び関西・中京圏で販売されています。

特に、気候や土壌条件に恵まれ、良質米の産地として知られている伊賀地域のコシヒカリは「伊賀米」として県内外で高く評価されています。その他、県内各地域で、産地や栽培方法に特徴のある米として、約40商品（農産園芸課調べ）が地域ブランドとして販売されています。

今後、首都圏等の新たな販路拡大を図るために、三重県産米の知名度の向上によりブランド力を向上させることが必要です。

一方、平成24年度から、県育成品種「三重23号」のうち県独自の品質基準を満たしたものを「結びの神」として販売しています。また、地域の特性である、水や土などの環境、生産者の持つ個性などを付加価値として販売につなげる取組を行っており、付加価値への共感により実需者、消費者から選ばれる県産ブランド米を目指しています。

米のほか、県全域で推進を行っている、麦、大豆や地域特産品として取り組んでいる、ソバ、マコモ、ナタネなどは、事業者との連携による商品化が進んでおり、県産ブランド作物として定着することが期待されています。

●具体的取組

県産米のブランド力向上に向けて、「みえの米ブランド化推進会議」を中心に、品種、産地、栽培方法などの特徴を情報発信し、県産米の持つ情報を活かした戦略的な販売につなげます。

「結びの神」については、ブランド化に向けて生産者や流通・販売関係者で構成する「三重の新たな米協創振興会議」において、品種特性（大粒、甘い、粘りが少ない等）や地域の物語性などの特性を生かした戦略を共有しながら、ターゲットを絞った取組を展開し、知名度の向上を図ります。また、「結びの神」の生産・販売戦略をブランド力向上のモデル的な取組として整理し、他の品種や作物のブランド化に活用していきます。

麦、大豆や地域特産の水田作物については、事業者との連携の拡大、地産地消や地域食文化とのマッチングなどによるブランド化を進めます。

(2) 新たな販路開拓に向けた体制づくり

●現状の取組状況と課題

コシヒカリが主流の本県の米は、県内および関西・中京圏を中心に販売されており、品質と価格について一定の評価を得ています。また、各地域では、生産者の顔が見える直接販売や、地域の特性を生かした商品（地域米）の販売などが行われています。平成24年からは、「結びの神」を、県産ブランド米として確立を進めながら販売を行っています。

一方、道府県で開発された米の新ブランド商品の市場参入や、他国との経済連携による輸入農産物の増加の懸念など、今後、一層販売競争が激しくなることが予想されていることから、三重県の特性を積極的に情報提供するなど、他産地との差別化を図りながら販路を拡大することが必要となります。

また、地域で定着しつつある、ソバ、マコモ、ナタネなどの地域特産作物については、商工会や事業者との連携により、商品化やPRが進められています。今後も地域の活性化にかかる取組と合わせた販路の拡大が期待されています。

●具体的取組

米については、「みえの米ブランド化推進会議」で進める販売戦略を計画的に実施していきます。

主力品種である「コシヒカリ」については、関係者で連携して県内を中心に需要の掘り起こしを進めます。

「結びの神」については、品種特性や品質の良さ、さらには地域情報を付加し、県内および首都圏も含む県外でのターゲットを絞った販路拡大に取り組みます。

麦、大豆については、「三重県麦作振興対策会議」や「三重県産大豆需要拡大会議」を核として、関係者間で情報の共有化を行い、販路拡大を進めます。

ソバ、マコモ、ナタネなどの地域特産作物については、地域の商工会や関係者との連携の強化を図りながら、商品開発や情報発信を進めます。

また、県及び関係団体を構成員として設立する輸出促進協議会などで米の輸出に向けた検討を行います。

(3) 多様な需要を生み出すサプライチェーンの構築

●現状の取組状況と課題

本県の麦は、関係団体、製粉事業者及び加工事業者等で構成する「三重県麦作振興対策会議」を中心に、実需者のニーズに対応した品種の導入、生産拡大を進めてくるとともに、加工事業者では、県産麦を活用した商品の開発が積極的に行われています。

このサプライチェーンは「三重県モデル」として、全国から注目を集めています。

大豆については、関係団体や実需者等で構成する「三重県産大豆需要拡大会議」において、生産や流通、販売に関する情報交換が図られています。

また、県内各地域では、実需者のニーズに対応した品種特性を持った大豆の生産が行われ、加工業者において、付加価値のある商品の開発や豆腐商工組合との連携による学校給食への導入が行われています。

今後も、多様な需要に対応するため、現在取り組まれているサプライチェーンの発展と、実情に応じたサプライチェーンの構築を進める必要があります。

●具体的取組

麦、大豆については、「三重県麦作振興対策会議」や「三重県産大豆需要拡大会議」を核として、関係者相互の連携の強化を図るとともに、新たなニーズに対応できる品種の導入や加工業者による商品開発などが効果的に行われるよう体制の充実を進めます。

また、各水田作物や地域性に応じて、関係者が情報交換を行える機会を創出し、商品化やターゲットを明確にし、参画する方々の強みを生かした活動を促すサプライチェーンの構築を進めます。

(4) 6次産業化、農商工連携の推進

●現状の取組状況と課題

集落営農や、米、麦、大豆の効率的な作付体系の推進などにより、大規模経営を行う担い手が育ってきており、近年、経営の安定化に向けて、法人化を図る経営者が増えています。

収益力の向上に向けた取組として、ファーマーズマーケットやインターネットでの販売が広がるとともに、経営の多角化に向け6次産業化への取組や地域での農商工連携の取組が生まれてきており、水田農業に関わる6次産業化法に基づく事業計画認定も11件（平成25年10月31日現在、全認定件数45件）となっています。

経営の持続的な発展のため、収益力の向上に向けて、付加価値の高い魅力的な作物や商品の開発や、多様な販路拡大により高収益化が重要であることから、6次産業化や農商工連携に積極的に取り組める環境づくりが必要です。

●具体的取組

6次産業化や農商工連携に積極的に取り組むことができるよう、相談窓口の明確化を図るとともに、機会を通じて、関係制度の説明やマーケティング研修などにより、高付加価値化や販路拡大に向けた情報提供を行います。

また、みえフードイノベーションネットワークの活用やマッチング交流会への参加を促し、様々な事業者との連携に向けた機会の創出を図ります。

(5) 生産者自らが計画的に水田作物を選択できる体制づくり

●現状の取組状況と課題

昭和44年に米の生産調整が始まって以降、行政による米の生産数量目標配分が行われ、米を主体に様々な転作作物を組み合わせた営農が展開されてきました。

特に本県では、集落営農を推進するなかで、国の施策を活用しながら、ブロックローテーションによる米、麦、大豆の作付体系の普及を図り、麦、大豆の作付が拡大・定着してきました。

しかしながら、平成25年度に生産調整の見直しが議論され、行政による生産数量配分の廃止が5年後（平成30年度）を目途に検討されることとなりました。

このため、生産者自らの経営判断に基づき、需要に応じた米を含む水田作物の生産が可能となる一方、安定的な経営や地域水田営農の持続的な発展のためには、米の需給状況や水田作物の情報（品目、品種、栽培技術など）などを円滑に供給できる体制を整備することが必要です。

●具体的取組

生産関係団体や流通、販売にかかる関連事業者と連携を図りながら、米の需給状況の把握、水田作物に関する情報の収集分析等にかかる手法や情報提供の在り方などの検討を進めるとともに、農業再生協議会や関係団体等の役割を明確にし、生産者が自らの経営判断に基づき、需要に応じた水田作物の生産に取り組める体制づくりを進めます。

また、地域の実情に応じた生産が行われるよう、水田フル活用ビジョンによる地域水田農業の推進を支援します。

方策② 米・麦・大豆の生産性向上対策

(1) 三重県産米の品質向上対策

●現状の取組状況と課題

本県の主力品種であるコシヒカリは、「三重県産コシヒカリ」として販売されており、市場では、相対取引価格（一等米）が全銘柄の平均を上回る（「米穀の取引に関する報告」より）とともに、他県産コシヒカリと比較しても高い価格で販売されています。

しかしながら、米の一等比率において、平成25年産は38.4%と全国平均79.4%を大きく下回るなど、高温登熟障害などによる影響から品質の低下が見られています。

品質の改善に向け、「三重県産米品質改善対策会議」で、定期的に関係者間で品質向上対策を検討するとともに、技術情報の提供、普及活動を通じた技術指導を行っています。

また、県では高温障害に強い早生品種「三重23号」を開発し、平成24年度から本格的に栽培を始め、米の一等比率は平成24年産88.0%、平成25年産94.5%と高い品質が確保されており、今後、販売戦略と合わせながら面積拡大を図ることとしています。

この他、晩成の水稲の導入や経営所得安定対策における新規需要米の定着により、麦跡水稲の栽培が注目されていますが、収量や用水の確保などの課題があります。

●具体的取組

米の一等比率の向上に向けて、「三重県産米品質改善対策会議」を中心に生育状況や気象状況を的確に把握、分析し、情報を迅速に提供し的確に栽培技術や水管理の改善を促進します。

高品質品種である「三重23号」については、品種の情報や栽培技術を生産者へ積極的に提供し、品質基準を満たしたプレミアム商品「結びの神」の販売促進と合わせて、作付の拡大を進めていきます。

栽培管理の改善に向けて、施肥や病虫害防除に関する技術対策、作期分散に対応した良質米品種の導入、新たな作付体系などについて研究・実証を行うとともに、関係機関と連携を図りながら、確立した技術の普及を進めます。

(2) 三重県産麦の収量向上等生産拡大対策

●現状の取組状況と課題

平成25年産の麦の作付面積は5,990haで、このうち、小麦の作付面積は5,670haで全国6位に位置する小麦の主産県となっています。

品種については、小麦では「あやひかり」「ニシノカオリ」「タマイズミ」「さとのそら」、大麦では北勢地域を中心に「ファイバースノウ」の生産が行われています。

製粉事業者などの実需者では、本県産の「あやひかり」「ニシノカオリ」「タマイズミ」を積極的に活用した商品開発が行われ、県産小麦に対する需要が拡大している一方で、求められる供給量を確保することが必要となっています。

また、天候などの影響から、低タンパク質含量の低下や、低アミロ麦（粘りが少なく加工に不適なもの）の発生など品質の低下が見られ、安定した品質の確保も求められています。

●具体的取組

麦の収量・品質の向上については、収量・品質に優れた品種である「あやひかり」の作付の拡大、「さとのそら」の定着を進めます。

技術対策としては、地域や生産者ごとに低収要因を明らかにするとともに、要因に応じた耕種技術や肥培管理技術などの具体的な対策を実施します。

生産面積の拡大に向けて、経営所得安定対策を活用しながら、2年3作体系のブロックローテーションの推進や、水田フル活用の取組によって作付の拡大を進めます。

(3) 三重県産大豆の安定供給等生産拡大対策

●現状の取組状況と課題

大豆については、国産大豆の需要の増加や2年3作体系のブロックローテーションの推進により、生産面積が拡大しており、平成25年産の作付面積は4,170ha(全国12位)となっています。

品種については、豆腐用途向け品種「フクユタカ」が主流であり、一部の地域では「オオツル」や小粒種の「すずおとめ」が栽培されています。

一方で、土壌の条件や気象の影響などから、生産量の年次変動や単収(10a当たりの収量)の低下が課題となっています。

また、大豆商品の多様化や農業者の経営安定に向け、他の用途に向けた品種の導入や作期の異なる品種の導入を検討する必要があります。

●具体的取組

大豆の収量・品質向上については、大豆300A技術(単収300kg、品質1,2等を目指した栽培技術)を中心とした技術の普及・定着を進めるとともに、麦跡への作付の拡大を進めます。

また、品種については、実需者のニーズを把握しながら、煮豆用、納豆用などの用途に適する品種の導入に向けた検討を進めます。

(4) 水田作物の低コスト・省力化栽培の推進

●現状の取組状況と課題

米、麦、大豆などの生産については、農地集積や集落の合意に基づく土地利用調整システムのもとでのブロックローテーションの確立により、経営の大規模化が図られ、大規模機械の導入や、機械利用の効率的利用が進められるとともに、疎植栽培や直播栽培などの技術導入や、作期分散の実施や多収性品種の導入、病虫害防除情報に基づく適期防除の実施などによる低コスト化が進められています。

また、研究分野では、多収性品種の育成、IT(情報通信技術)やGPS(全地球測位システム)を活用した農業機械やシステム開発が進められており、農業現場への普及に向けて支援が必要です。

●具体的取組

水田作物の低コスト化、省力化については、現在確立されている低コスト技術を、地域の実情や経営規模に応じた導入を図るとともに、水田フル活用を踏まえた栽培技術体系の構築に向けた実証・普及を進めます。また、技術開発に関する情報を積極的に収集し、実用的な技術については、コンソーシアム等により現場に即した技術として、実証・普及に努めます。

また、低コスト化に向けて、水田経営の規模拡大が効果的であることから、農地中間管理機構を活用し積極的に担い手への農地集積を進めます。

(5) 主要農作物種子の生産体制強化

●現状の取組状況と課題

三重県における米の種子生産は、「コシヒカリ」をはじめ「みえのえみ」「みえのゆめ」「キヌヒカリ」(以上うるち米)、「神の穂」(酒米)、もち米などの9品種の種子を生産しており、水稻種子更新率は84.0%(平成24年度)となっています。

水稻種子の高品質化と安定供給に向けて、「三重の種もみ生産マニュアル」(発行:三重県米麦協会、平成25年3月)を策定し、このマニュアルに沿った生産を行っています。

しかしながら、生産者の高齢化に対応した新規の種子生産者の育成や、安定的に種子の調整を行うため、計画的に施設の整備を行う必要があります。

麦については、実需者からの需要が高い「あやひかり」、「ニシノカオリ」、「タマイズミ」の3品種が、「麦種子栽培マニュアル」(発行:三重県米麦協会、平成24年3月)に沿って生産を行っています。

麦の3品種の種子は、県内需要量の全量を県内で生産していますが、今後、麦の生産面積の拡大に対応するため、種子生産者とはほ場の確保が必要となっています。

大豆については、「フクユタカ」「すずおとめ」の2品種の種子の生産を行っています。

麦、大豆ともに種子生産計画量の確保に対して、年次変動が大きく安定的に生産を行うことが必要です。

●具体的取組

米については、「三重の種もみ生産マニュアル」の周知・徹底を進めるとともに、種子更新率の向上に取り組みます。

種子の円滑な確保に向けて、関係団体と連携して、将来の種子生産の在り方について検討をするとともに、新規の種子生産者の掘り起こしや効率的な生産を目指したほ場の集約化、種子調製施設の老朽化等に対応した計画的な施設の整備などを進めます。

麦については、「麦種子栽培マニュアル」の周知・徹底を進めるとともに、種子生産者の育成や生産面積の拡大を進めます。

大豆については、種子生産にかかる助言・指導を行い生産の安定を図ります。

方策③ 地域に適した作物の生産性向上対策

(1) ソバ・ナタネ等地域特産作物の生産振興対策

●現状の取組状況と課題

中山間地域等においては、地理的条件等により麦、大豆等の栽培が適さない地域が多いことから、地域の特性や作物適性に応じた作物の生産が行われ、平成24年産では、北勢地域を中心に「ソバ」(233ha)、「マコモ」(7.6ha)、伊賀地域を中心に「ナタネ」(52ha)等が、さらには地域活性化や6次産業化と連動して「赤米」「黒米」「もち米」などの導入が行われており、地域特産作物として振興されています。

酒造好適米については、伊賀地域を中心に酒米「神の穂」(平成19年三重県育成)や、「山田錦」が栽培され、地域の酒造業者で利用されています。

今後、6次産業化や農商工連携などの活性化、地域産業とのサプライチェーンを確立し発展させるため、実需者のニーズに沿った品種の選定、安定的な収量や品質の確保が必要です。

また、平成23年度から実施している地域活性化プランの取組において、水田農業に関する取組が平成25年度までに約50地区で行われており、地域特産作物を生かした活動も増えており、今後「いなかビジネス」への発展が期待されています。

●具体的取組

地域特産作物については、安定的に収量や品質を確保するため、栽培技術の実証・普及を図るとともに、地域での生産体制の確立や、6次産業化や農商工連携の推進、地域事業者等とのサプライチェーンの構築に向けた支援を行います。

また、酒造好適米については、「神の穂」を中心に生産者や需要先の確保を進めます。

中山間地域等における経済活動の活性化に向けて、アドバイザー等の派遣や地域と都市を結ぶコーディネーターの養成等を支援するとともに、地域活性化プランの策定や地域資源を生かした「いなかビジネス」の育成への支援を行います。

(2) 需要に応じた飼料用米等の安定生産対策

●現状の取組状況と課題

飼料用米等については、経営所得安定対策等の活用により、麦、大豆の栽培に適さない水田を中心に作付が拡大しており、平成25年度(見込み)には飼料用米425ha、飼料用稲(WCS)182haとなっています。地域内の畜産農家との連携(耕畜連携)も増えており、平成25年(見込み)は245haで取り組まれています。

飼料用米等の定着に向けて、経営所得安定対策の推進や収量や品質の向上に向けた技術の確立、耕畜連携体制の構築等を進める必要があります。

●具体的取組

飼料用米については、制度の活用と合わせて、低コスト安定多収に向けた品種の選定、肥培管理、効果的な病害虫防除技術を組み合わせた技術の実証・普及・定着を進めます。

また、あわせて家畜(鶏や豚)について、肉質等への影響等について調査等を行い、給与技術を検討し、その成果を活用した定着を促します。

飼料用稲（WCS）については、専用収穫機等の施設整備を進めるとともに、畜産農家の需要に応じた計画的な面積拡大、安定的かつ計画的な需給を支えるサプライチェーンの構築を進めます。

さらに、需要拡大に向けて、乳用牛だけでなく、肉用牛などへの利用も視野に入れた需要の拡大を検討します。

主食用途外の米の推進にあたっては、ほ場条件等で麦、大豆による転作が行えないほ場や不作付地を対象に推進を図るとともに、地域条件や収量・品質を考慮した品種の選定・導入を進めます。

方策④ 安全・安心な水田作物の持続的供給

(1) 多様な担い手の育成及び法人化の促進

●現状の取組状況と課題

担い手の高齢化、後継者不足が深刻化する一方で、経営の大規模化や多角化、法人化（平成24年度 121法人）、6次産業化への取組が増えています。また、集落営農組織の法人化（平成24年度 36法人）も増えており、今後、経営発展に向けた、多角化や農商工連携などの取組が期待できます。

農業経営の法人化により、地域の雇用の受け皿となるとともに、新規就農者の雇用が増加しています。今後も持続的に発展する担い手の育成のため、法人化をより一層推進するとともに、積極的な新規就農者の確保、農業に関する技術や経営ノウハウの習得に向けた環境作りが必要です。

●具体的取組

担い手農家については、農地中間管理機構の活用などによる経営規模の拡大を進めるとともに、法人化に向けて、研修会の開催や税理士などによる相談業務を行い経営基盤の強化を促進します。また、経営の多角化や6次産業化を進めるとともに、みえフードイノベーションネットワークや商談会などを活用し、農商工連携の取組を支援します。

集落営農組織については、地域活性化プランなどを活用し、法人化や組織経営の多様化・高度化を支援するとともに、販売先と連動した6次産業化の展開などを支援します。

市町や農協、(公財)三重県農林水産支援センターと連携して、生産技術等の習得や農地の集積・斡旋、制度の紹介などを行い、多様な担い手が育つ環境づくりを進めます。

(2) 三重県型集落営農の推進

●現状の取組状況と課題

水田が農地の主を占める本県では、集落を単位とした水田営農システムの構築を進めてきました。特に近年、集落単位での、土地利用の調整、担い手の明確化、集積ルール、集落ビジョンを形成する集落営農(三重県型集落営農)を推進しており、平成24年度末には413の集落で取り組まれています。

持続的で安定的な「もうかる水田農業」を構築するためには、三重県型集落営農の経営の発展と効率的な運営を進めるとともに、未確立の集落への積極的な働きかけが必要です。

●具体的取組

米、麦、大豆の2年3作のブロックローテーションの確立による水田の持続的な有効利用を基本として、集落単位での担い手の明確化や農地集積などを進め、地域の実情にあった三重県型集落営農の定着に向けた取組を進めます。

取組にあたっては、経営所得安定対策や市町が作成する「人・農地プラン」、農地中間管理機構などの制度を積極的に活用します。

(3) 水田利用の効率化・高度化の推進

●現状の取組状況と課題

本県の水田利用については、効率的な米、麦、大豆のブロックローテーションによる2年3作の作付体系の推進を行い、水田利用率は年々向上しており、平成24年度は94.3%となっています。

今後も、需要ある麦、大豆の生産拡大を図るため、ブロックローテーションの推進など効率的な作付体系の普及が必要です。

また、水田を活用して、飼料用米などの新規需要米やソバ、マコモなどの地域特産作物が作付されています。

米をはじめ、麦、大豆、新規需要米、地域特産作物等を地域の実情に応じて生産し、水田の有効活用を進めることが必要です。

この他、水田を維持し活用していくためには、年々増加傾向にある耕作放棄地の未然防止対策を実施する必要があります。

●具体的取組

効率的に水田を活用するため、集落の合意に基づく土地利用調整システムの確立を進め、ブロックローテーションの推進を図るとともに、麦、大豆の2毛作の他、主食用米と戦略作物による2毛作などの効率的な作付体系の導入を図ります。

また、「人・農地プラン」に基づく地域での効率的な農地の利用に向けて農地中間管理機構を活用を促進します。なお、農地中間管理機構については、耕作放棄地の発生への未然防止へも活用を進めます。

地域の実情に応じた作物の推進について、地域農業再生協議会を核に「水田フル活用ビジョン」を策定し、適地適作による作物の振興を図ります。

(4) 水田農業を支える施設・基盤整備の計画的な推進

●現状の取組状況と課題

水田農業にかかる農業用機械やカントリーエレベータなどの共同利用施設は、国等の制度を活用し、計画的かつ効率的に整備されてきましたが、大規模共同利用施設などでは老朽化が進んでいます。

施設が整備されて以降、ITの普及など機械技術の開発や、農業用施設の高度化が進んでおり、産地間競争や低コスト化・効率化に対応するためには高性能機械や施設の計画的な導入が必要となっています。

ほ場整備については、要ほ場整備面積43,000haに対して、83.7%（平成24年度）が整備されています。今後も、生産性の向上や地域営農の効率化と一体的に基盤整備を進める必要があります。

●具体的取組

生産者や生産者団体、農協等が整備する農業用機械や共同利用施設については、生産現場や社会の情勢を踏まえながら、必要性や経営規模などにあつた施設の導入計画の作成を促す

とともに、導入にあたっては国等の事業を適切に活用します。

基盤整備については、生産性の向上や地域営農の効率化に向け、大区画ほ場整備や用水のパイプライン化などを進めます。また、基盤整備とあわせて、担い手の育成や農地集積、経営の低コスト化に効果的な取組を進めます。

（５）獣害に強い水田農業の推進

●現状の取組状況と課題

近年、獣害による農作物被害が増加しており、平成 24 年度の被害額は約 701 百万円で、そのうち、稲・麦類・豆類は約 173 百万円となっています。

市町が作成した被害防止計画に基づき、獣害に強い集落づくりや侵入防止策の設置などの被害防止対策及び捕獲による生息管理を一体的に取り組んでおり、地域住民と一緒に猿の追い払いなどを行う地域も出てきています。

しかしながら、被害額は依然高い状況にあり、今後も、地域における人材や組織の育成、効果的な獣害対策の展開が必要です。

捕獲については、市町や猟友会と連携して積極的に展開し、捕獲頭数が平成 24 年度、野生獣（ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ）は約 3 万頭で、平成 22 年度以降は 2 万頭を越える捕獲頭数で推移しています。

一方、狩猟者の高齢化による減少が進んでおり、地域の捕獲力を維持するためにも狩猟者の確保が必要です。

●具体的取組

獣害が発生している集落に対し、集落ぐるみの獣害対策を呼びかけるとともに、研修会等を通じて、地域リーダーの掘り起こしや組織化、住民の協働による追い払いや侵入防止柵の設置を支援します。

捕獲に関しては、市町における鳥獣被害対策実施隊への支援を行い、狩猟者の確保や広域連携による捕獲体制の確立を進めます。また、捕獲したシカ等を積極的に活用するため、処理施設の整備支援を行うとともに、解体マニュアルや三重ジビエ登録制度の普及を進めます。

さらに、地域ぐるみでの獣害対策を進めるため、「野生鳥獣による農林水産物への被害について考える月間」を設け、広く県民に鳥獣被害の現状や被害対策の取組状況を紹介し、獣害対策への理解の促進を図ります。

（６）水田農業環境を守る活動の推進

●現状の取組状況と課題

農業・農村が持つ多面的機能を将来にわたって維持するため、農地・水・環境保全向上対策を活用し、生産者や地域住民が一体となった農地・農業用施設等を守る活動が取り組まれており、平成 24 年度には 510 集落が実施しています。

平成 26 年度からは、農地・水・環境保全向上対策が見直され、日本型直接支払制度（多面的機能支払制度）が実施されます。

今後、新たな制度に沿って現在の取組が円滑に進むよう制度の周知徹底を図るとともに、新たに取り組む地区の掘り起こしが必要です。また、取組が将来にわたって自主的に継続されるような体制の整備が必要です。

●具体的取組

多様な主体による農業・農村の維持活動を持続的に発展させるため、日本型直接支払制度の周知徹底を図るとともに、市町と連携し、新たに取り組む集落の掘り起こしを行うとともに、活動計画の策定や具体的な活動を支援します。

また、現在農業・農村の維持活動を行っている地区については、日本型直接支払制度の活用とともに、地域資源を活用した経済活動の創出など、さらなる活動の充実を図り、自主的に継続できる体制づくりを支援します。

(7) 人と自然にやさしい水田農業の推進

●現状の取組状況と課題

みえの安全・安心農業生産推進方針に基づき、「エコファーマー」、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」「有機農認証制度」、「特別栽培農産物」等の制度を推進し、安全・安心や環境へ配慮した取組の拡大を進めています。

環境保全型農業直接支援対策により、環境保全効果の高い営農活動に取り組む生産者への支援が行われています。

今後も、地球温暖化防止や生物多様性保全などに対する重要性を踏まえると、なお一層、環境に配慮した持続的な取組を進めていく必要があります。

GAPについては、JA米や地域での米販売を行う中で、正確な栽培管理記帳やGAPシートによる管理など、生産者における生産工程管理に対する意識は高まっています。

今後も、GAPの普及を進めるためには、生産者が導入意義を理解し取り組みやすい仕組みづくりや周辺環境を整備する必要があります。

米穀の適正な流通について、米トレサビリティ法、食糧法、JAS法など米穀の流通販売に関連する関係法令に基づいた指導、検査が行われています。

しかしながら、平成25年度には、県内の米穀取り扱い業者で不適正事案が発生しました。このため、三重県内の米穀の流通販売の信頼確保が早急に求められています。

●具体的取組

環境へ配慮した取組については、堆肥活用などの土づくりや総合的病害虫・雑草管理(IPM)技術の開発・導入や、土壌診断等を活用した適正な施肥、発生予察情報等を活用した適期防除の推進を図ります。

GAPについては、研修会等を通じて、理解度の向上及び導入を推進するとともに、GAP指導者の育成を図ります。また、消費者や流通業者が、生産現場のGAPの導入による生産工程管理の取組に対する理解促進を図ります。

米穀の適正流通については、米穀事業者等への監視指導やコンプライアンス研修を実施するなど、法令の周知と徹底を図ります。

6 参考資料

(1) 新しい「三重の米（水田農業）」戦略の目標数値（案）

項目	平成 24 年度 (現状値)	平成 33 年度 (目標)	
水田利用率	93.4% (平成 23 年度)	98%	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画 耕地利用率 98%
食料自給率 (カロリーベース)	42% (平成 23 年度)	51%	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画
米（新規需要米を除く）	30,100ha	30,170ha	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画
新規需要米 (飼料用米・米粉用米等)	834ha	1,880ha	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画
米の 1 等比率	54.7%	80%	全国平均 78.4%
麦（面積）	6,050ha	7,420ha	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画
麦（単収）	236 kg/10a	350 kg/10a	麦作振興方策
大豆（面積）	4,120ha	5,000ha	三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画
大豆（単収）	118 kg/10a	180 kg/10a	全国平均 171 kg/10a
意欲ある農業経営体（認定農業者等・集落営農組織）の農用地シェア	18,562ha (平成 23 年度)	33,000ha	三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針

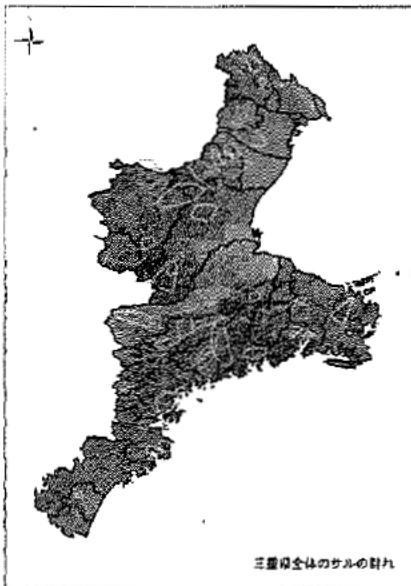
計画策定の目的

ニホンザルは、本州、四国、九州とその周辺のいくつかの島に生息する、日本固有種である。三重県においては、北部から南部まで広く分布しており、和歌山県から中部山岳地帯まで連続する中部・近畿個体群に位置づけられ、連続するニホンザル群の一部として重要な存在である。

また、ニホンザル等の野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素であることから、県民共通の財産と認識し、次世代に継承していく必要もある。

一方、ニホンザルによる農作物の被害は、県全体で1億2千4百万円(平成24年度)となっており、このような経済的な損失に加え、営農意欲の減退等が農山漁村地域における深刻な問題となっている。これらのことを踏まえて、人とニホンザルとの適切な関係を構築することを目的に、農作物被害の減少とニホンザルの地域個体群の維持を目指し、特定鳥獣保護管理計画(ニホンザル)を策定する。

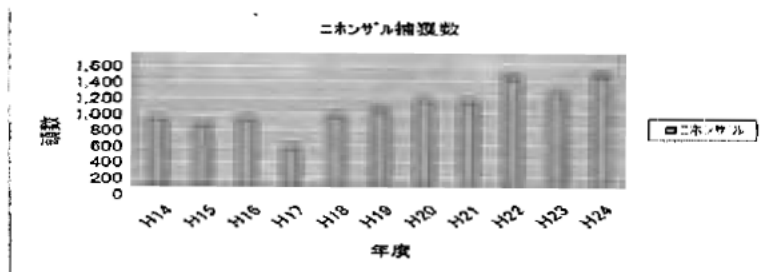
現状



■分布状況: 海岸部の都市部を除いて、ほぼ連続して全域に分布

■生息状況: 県内に生息する群れは約120群と推定。行動域が特定された群れは、約90群。頭数が確認された群れは、23群。

■捕獲状況: 平成24年度の捕獲数は、1,377頭。
平成20年度より毎年1,000頭以上を捕獲。



■被害状況: 平成24年度のニホンザルによる農作物被害額は、約124百万円。

農作物の被害額 単位: 千円

年度	H19	H20	H21	H22	H23	H24
ニホンザル	119,341	150,346	140,139	120,898	144,302	124,288

計画期間

■平成26年4月1日～平成29年3月31日まで

計画の実施区域

■県内全域

保護管理の目標

◆農作物被害を減少させる。
なお、当面の目標として農作物被害額を7百万円以下(平成24年度被害額の約70%)に減少させる。

◆地域個体群を安定的に維持させる。

目標達成のための方策

○被害防除対策

県、市町、関係団体、住民が連携して、地域ぐるみの追い払いの実施や侵入防止柵の設置等を実施する。

○加害レベルに応じた対策

加害レベルに応じた被害防除対策を実施する。

加害レベルに応じた対策等

加害レベル	■レベル1	■レベル2	■レベル3	■レベル4	■レベル5
被害等の状況	サルの群れが生息するが、ほとんど被害が出ることはない。稀に少数のサルが林縁部の柿や栗等を食害している。	群れ、または一部の個体が、季節的に森の中の果樹園やシイタケ、タケノコ等を食害する。少数の個体が林縁部の野菜等を食害している。農耕地に群れ全体が出てくるようなことはない。被害作物は、選択的。	群れの大半の個体が農耕地に出てきて、農作物を食害している。被害発生は、季節的で、群れが単発的に農耕地に現れている。少数個体が人家の軒下近くまで現れるようになり、柿等を食害する。	群れ全体が、通年耕作地の近くに生息しており、常時食害がある。果樹園等の被害が増加し、また、冬の落ち穂拾い等が常習化している被害作物が多様化し、一年中被害が出ている。	農耕地への出没が常態化し、集落や人家の中に入り込む場合も多い。サルの人馴れが進み、人を威嚇したり、人身被害の恐れがある。
□被害程度	0 被害なし 1 ほとんどなし	1 ほとんどなし 2 軽微	2 軽微 3 大きい	3 大きい 4 甚大	4 甚大
□出没頻度	1 あまり見ない	2 たまに見る	2 たまに見る 3 よく見る	3 よく見る	3 よく見る
□生活被害	0 被害なし	0 被害なし	0 被害なし	1 器物破損	2 住居侵入
□見たときの反応	1 逃げる	1 逃げる	1 逃げる 2 逃げない	2 逃げない	3 人を威嚇する
主な対策	常時被害まで至っておらず、ニホンザルが集落に近づかない習慣付けが必要。 出没時には、ロケット花火・パチンコ等を用いて追い払いを行い、ニホンザルが集落を危険視する習慣付けを行うことが重要。	被害程度は軽微な場合で、ニホンザルを集落に近づかせない対策が必要。 出没時には、地域ぐるみでロケット花火・パチンコ等を用いて、積極的に追い払いを行うことが特に重要。	出没時には、地域ぐるみでロケット花火・パチンコ等を用いて積極的に追い払いを行うとともに、電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐことが効果的。必要に応じて有害鳥獣捕獲の実施を行う。	追い払いに加えて電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐとともに、必要に応じて、有害鳥獣捕獲の実施を行い、群れの状況によっては、個体数調整による捕獲も実施する。	大個体群の出没が常態化している場合は、追い払い・電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐとともに必要に応じて、有害鳥獣捕獲の実施や、個体数調整による捕獲を実施する。

○地域ごとの計画の策定

個体数調整のための捕獲を行う場合は、地域実施計画を市町が定める。

○モニタリング調査等の実施

群れの生息動向や被害対策の効果の検証のため、県・市町等が連携し実施する。

別添5-2

特定鳥獣保護管理計画
(ニホンザル)
(最終案)

計画期間

平成26年4月1日～平成29年3月31日

三重県

目次

1	計画策定の目的	1
2	保護管理すべき鳥獣の種類	1
3	計画の期間	1
4	特定計画の保護管理が行われるべき区域	1
5	特定鳥獣保護管理の目標	1
	(1) 現状	1
	① 生息環境	1
	② 県内サルの現状	3
	③ 農作物被害および対策の状況	4
	④ 捕獲状況	6
	⑤ その他特記事項	7
	(2) 保護管理の目標	8
	(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方	8
	① 農作物被害の減少	8
	② 地域個体群の安定的な維持	10
	(4) 目標達成のための方策	10
	① 群れの生息動態把握のための調査等の実施	10
	② 加害レベルの判定と対策	10
	③ 地域実施計画の策定	12
6	特定鳥獣の数の調整に関する事項	12
	(1) 個体数管理の考え方	12
	(2) 個体数管理の方法	13
	① 加害レベルに応じた地域ごとの計画策定と管理	13
	② 捕獲方法等	13
	③ 有害鳥獣捕獲の推進	14
	④ 捕獲個体の処理等	14
	⑤ 狩猟者の確保	14
7	生息環境の管理に関する事項	14
8	その他保護管理のために必要な事項	15
	(1) モニタリングの実施	15
	① 生息状況	15
	② 被害発生状況	15
	③ 被害防除実施状況	15
	④ 捕獲状況	15
	(2) 計画の実施体制	15
	① 実施体制の整備について	15
	② 合意形成について	16
	③ 普及・啓発について	16
	(3) 狩猟等に伴う事故・違反の防止	16
9	参考資料	17

1 計画策定の目的

ニホンザルは、本州、四国、九州とその周辺のいくつかの島に生息する、日本固有種である。

三重県においては、北部から南部まで広く分布しており、和歌山県から中部山岳地帯まで連続する中部・近畿個体群に位置づけられ、連続するニホンザル群の一部として重要な存在である。

また、ニホンザル等の野生鳥獣は、自然を構成する重要な要素であることから、県民共通の財産と認識し、次世代に継承していく必要もある。

一方、ニホンザルによる農作物の被害は、県全体で1億2千4百万円（平成24年度）となっており、このような経済的な損失に加え、営農意欲の減退等が農山漁村地域における深刻な問題となっている。

これらのことを踏まえて、人とニホンザルとの適切な関係を構築することを目的に、農作物被害の減少とニホンザルの地域個体群の維持を目指し、特定鳥獣保護管理計画（ニホンザル）を策定する。

2 保護管理すべき鳥獣の種類

ニホンザル

3 計画の期間

平成26年4月1日から平成29年3月31日までとする。

なお、計画期間内であっても、見直しの必要が生じた場合には、計画の改定を行うこととする。

4 特定計画の保護管理が行われるべき区域

県内全域を対象とする。

5 特定鳥獣保護管理の目標

(1) 現状

① 生息環境

ア 地形

三重県は、日本列島のほぼ中央、太平洋側に位置し、東西約80km、南北約170kmと南北に細長い県土を有し、中央を流れる橿田川に沿った中央

構造線によって、大きく北側の内帯地域と南側の外帯地域に分けられる。内帯地域は、東に伊勢湾を望み、北西には養老、鈴鹿、笠置、布引等の700～800m級の山地・山脈が連なる。一方、外帯地域の東側はリアス式海岸の志摩半島から熊野灘に沿って南下、紀伊半島の東部を形成し、西部には県内最高峰1,695mの日出ヶ岳を中心に紀伊山地が形成されている。

イ 気候

内帯地域中、海岸地帯に位置する津市の気候は、年平均気温15.9℃（平年値：1981年～2010年の30年間の平均値、以下同じ）、年平均湿度69％と比較的温暖である。

これに対し、内帯地域の西側、布引山地等に囲まれた伊賀盆地にある伊賀市の年平均気温は、14.2℃と県内では最も低く、夏冬や朝夕の温度較差が大きい内陸型の気候の特徴を示す。

外帯地域東側の海岸地帯は、黒潮の影響で温暖な地域が広がっており、その南側、熊野灘に面した尾鷲市の気候は、年平均気温16.1℃と暖かい海洋型の気候となっている。また、年平均降水量は、3,848.8mmと全国有数の多雨地帯となっている。

ウ 森林の状況

ニホンザル（以下「サル」という。）の生息地である県内の森林の状況については、面積が372,659haで、県土面積の約65％を占めており、このうち約62％がスギ・ヒノキなどの人工林である。

山林の植生は、自然林の多くは、二次林になっているが、極相林も各所に温存されている。温暖林の極相型とされるカシ、シイなどの常緑広葉樹や温帯林の極相型とされるブナなどの落葉広葉樹も残り、特殊地域の極相林とされるゴヨウマツ・アスナロ、スギ、シデなどの林やササ原が随所にみられる。

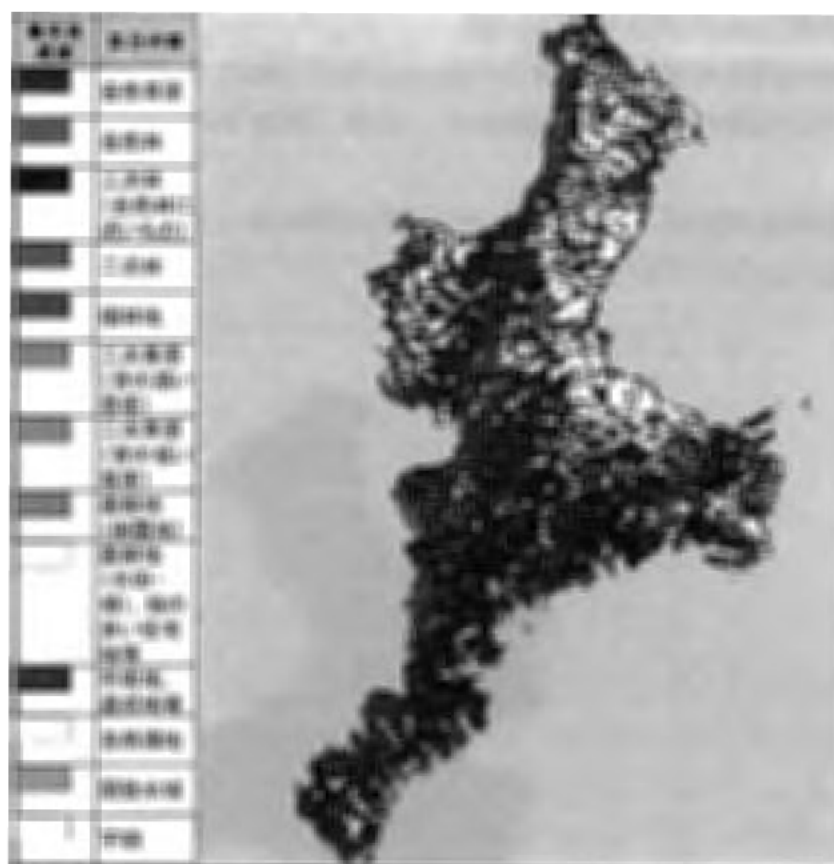
鈴鹿山系での極相は、ツブラジイ・サカキ・ウラジロガシ・ブナ・スズタケなどの優占林であり、山麓から海拔300m位までに茂るツブラジイ、海拔300～800mは主としてカシ林が広がり、海拔800m以上は、ブナを優占種とする温帯性落葉広葉樹林が広がっている。

伊賀地域では、山地部の大部分がスギ・ヒノキ植林地及びアカマツ群落、コナラ群落となっている。

県中南部では、主に亜熱帯から温帯にかけて発達する常緑広葉樹林と温帯を占める落葉広葉樹林が大部分を占めているが、台高山脈の一部には温帯の北部から亜寒帯にかけて分布する針葉樹も見られる。

熊野灘沿岸地域には、亜熱帯性植物の混じったスダジイ林や急崖地にはウバメガシ林が発達している。その内側の平野には、タブノキ林が見られる。

内湾沿岸から平野、丘陵を経て、海拔およそ 300m までは、ツブラジイ、タブノキを中心とする森林であり、これに接して、800m 位まではカシ類が多く、1,600m 付近までは、ブナ、ミズナラ等の落葉広葉樹林が分布している。これら以上の標高の山地は、トウヒ、コメツガを主とした針葉樹林となっている。(図1 三重県植生自然度)



【図1 三重県植生自然度】

エ 耕作地の状況

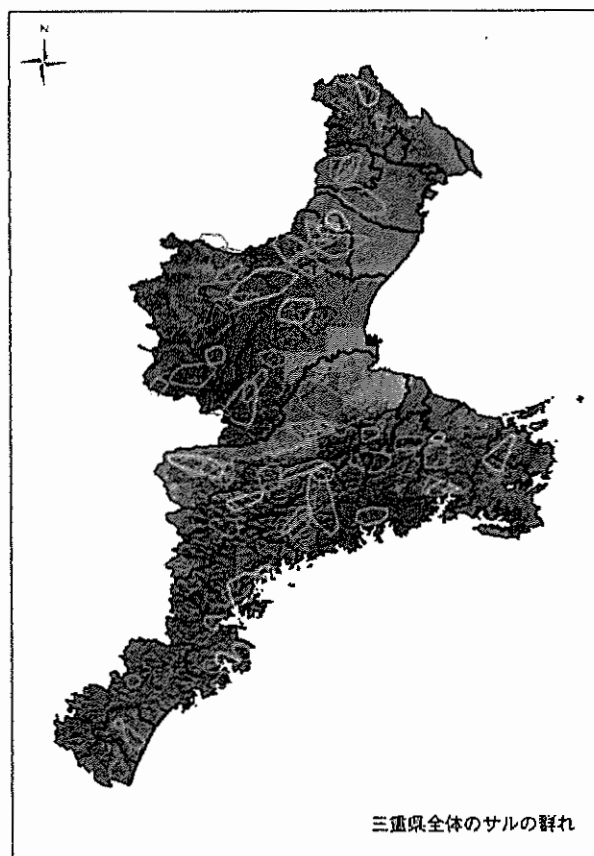
県内の平成 23 年度の耕地面積（畑地や水田）は、61,300ha となっており、県土総面積の 10.6% を占めている。また、野生獣による農作物被害の増加原因の一つと考えられる耕作放棄地は、4,113ha あり、生産条件が不利な中山間地域を中心に増加してきている。

② 県内サルの生息状況

平成9年度から11年度にかけて三重県環境森林部が実施した、三重県ニホンザル生息調査、三重県農業研究所が平成19年度から21年度に実施した、サル群行動域調査、平成21年度から22年度に実施した農林水産省実用技術開発事業における調査、平成23年度から24年度に緊急雇用創出事業によるサル群行動域調査、その他、県内の市町やNPOが実施したサルの調査などから、三重県内には、行動域が特定された群れで約90群、特定できていない群れも含めれば、約120の群れが存在すると推定される。また、県内のサル群の状況は、図2のとおりで、海岸部の都市部を除いてほぼ連続して全域に群れが分布している。

行動域調査を実施した群れのほとんどは、概ね人的環境の利用度や集落周縁への出没頻度が高く、地域単位、広域、両面での対策が急務であると思われる。

頭数調査の結果、三重県内のサル群の頭数は、20頭から多い群では200頭近くとなっている。



【図2 県内のサル群の状況】

③ 農作物被害および対策の状況

ア 被害の経年変化

平成14年度から24年度までの、県内のサルによる農作物の被害額を表1に示す。

被害額は、平成20年度の約1億5千万円が最大で、平成14年度から、ほぼ毎年、1億円以上の被害が発生している。平成24年度においては、約1億2千4百万円の被害が発生しており、イノシシに次いで2番目に多く、全体の被害額に占める割合は約30%である。また、三重県のサルによる農作物被害額は、全国第1位である（平成24年度）。

表1 農作物の被害額

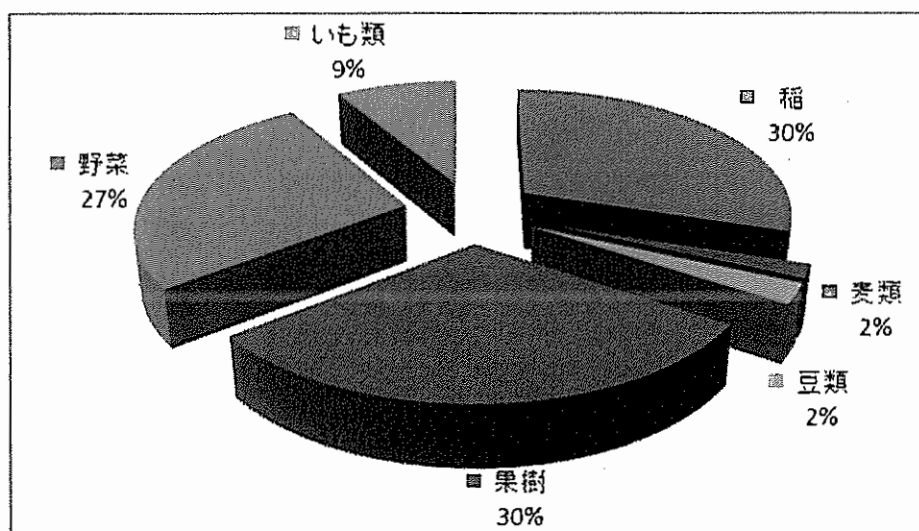
単位:千円

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
サル	102,881	127,409	119,012	110,586	49,689	119,341	150,346	140,139	120,898	144,302	124,288

獣害対策課調べ

平成24年度のサルによる被害額の作物別割合を図3に示した。

これによると、サルによる農作物被害は、稲、果樹、野菜で約9割を占める。



【図3 サルによる農作物被害金額の作物別割合】

イ 被害対策の内容

被害集落アンケート（平成24年度）によると、県下でサルによる被害が発生している集落は724集落で、そのうち被害が甚大又は、大きい集落は492集落となっている。また、獣害対策に取り組む集落として、220集落が継続的な獣害対策に向けた話し合いや活動が開始されている。

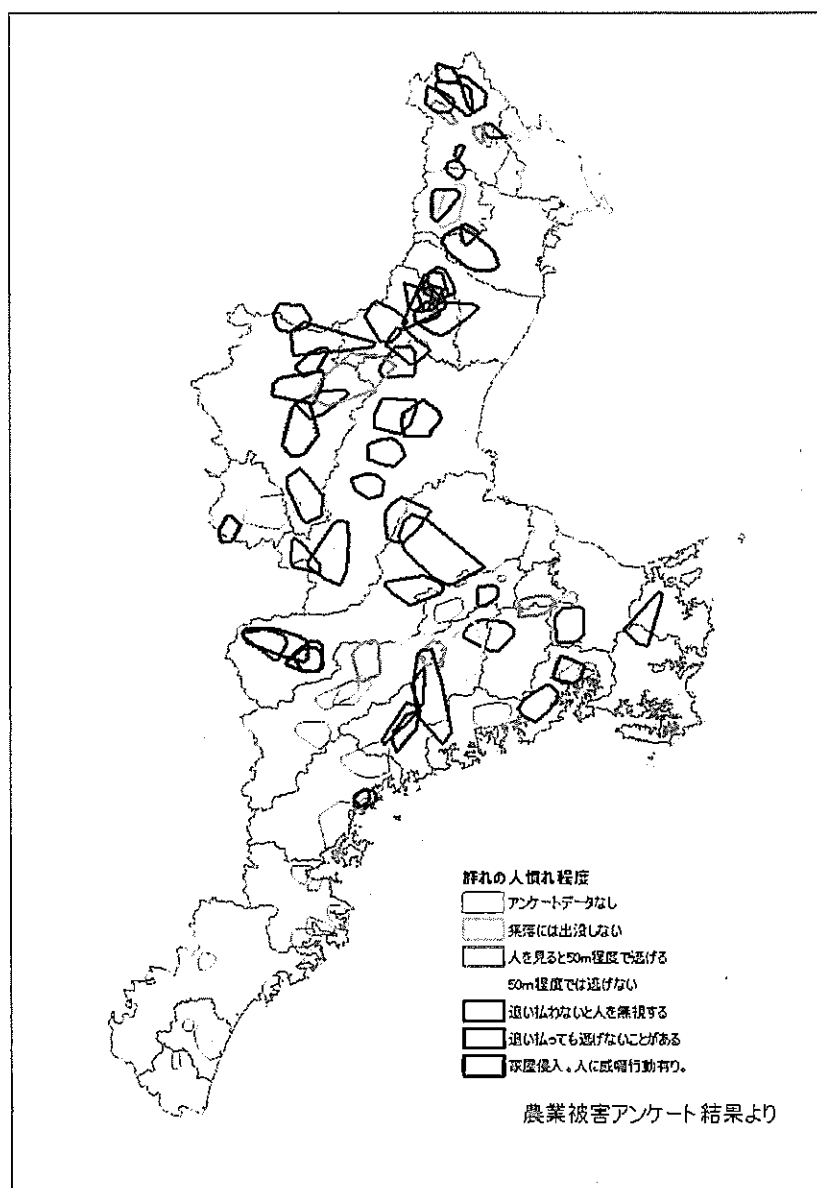
サルの集落への出没は、季節毎の集落のエサ量と強い関係性があり、エサ量のコントロールがサルの被害軽減のための基礎的な対策として重要である。

また、「集落ぐるみの追い払い」を実施した集落（津市片田地区や伊賀市阿波地区など）では、サルの接近回数や行動域も変化し、被害が大幅に減少し

ている。さらに、林縁部の大豆面積が減少したエリアでは、サルの出没が減少する傾向がみられた。

ウ 加害群の生態（人馴れの程度）

アンケートによるサル群の人馴れ程度は、図4のとおりである。



【図4 サル群の人馴れ程度】

④ 捕獲状況

サルの捕獲については、国の鳥獣被害防止総合対策交付金事業及び、県の地域捕獲力強化促進事業等により、各市町獣害対策協議会等及び市町等に支援を行うなどにより、実施している。県下の平成24年度までの過去10年間の捕

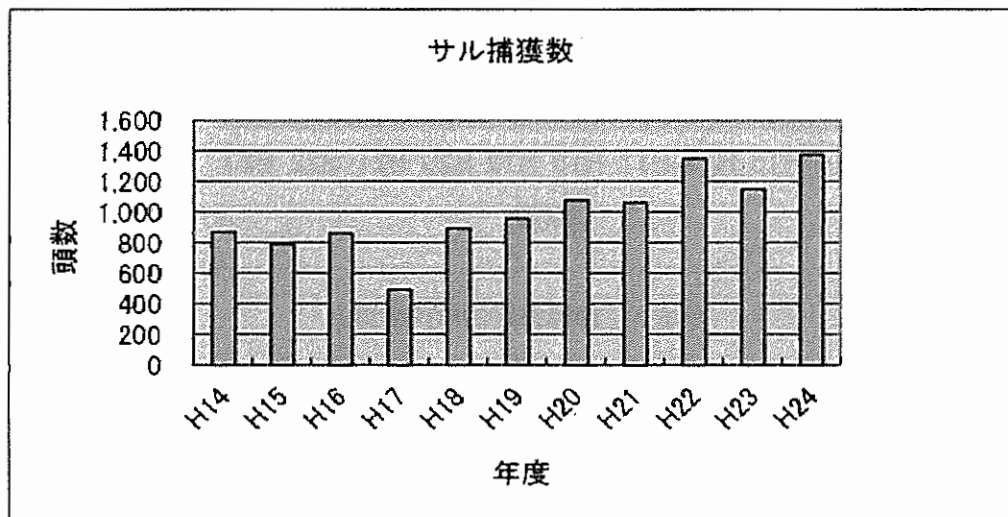
獲実績は、表2のとおりである。サルは、非狩猟鳥獣のため有害鳥獣捕獲許可による捕獲を実施している。平成14年度の捕獲数は870頭であったが、平成24年度は、1,377頭の捕獲実績となり、約1.6倍となっている。

表2 サルの捕獲実績

単位:頭

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
サル	870	786	860	490	890	960	1,081	1,064	1,353	1,148	1,377

獣害対策課調べ



【図5 サル捕獲数】

⑤ その他特記事項

ア 各市町獣害対策協議会等の設置状況

平成19年度に施行された「鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づき、県下の24市町に獣害対策協議会等が設置され、被害防止計画に基づく対策が実施されている。

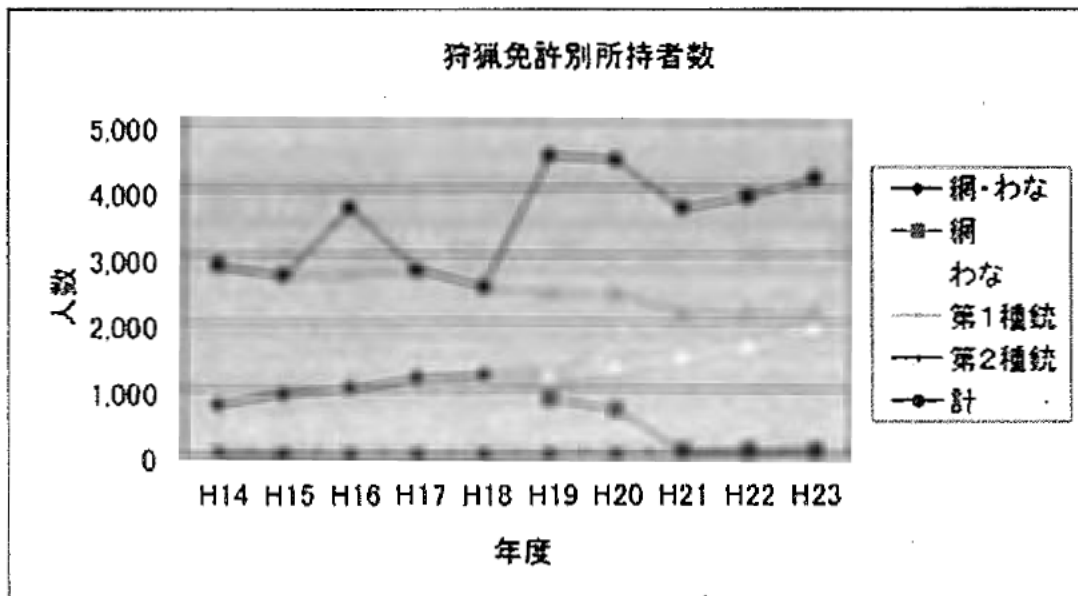
イ 狩猟免許所持者数

本県の狩猟免許所持者数は、表3のとおり平成23年度は4,143人となっており、平成21年度の3,705人から増加傾向にある。免許種類別に見ると第1種免許所持者数は減少しているが、わな猟免許所持者数は、農家等の免許取得が進み増加している。

表3 狩猟免許別所持者数

年度	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23
網・わな	766	920	1,002	1,160	1,196					
網						838	689	74	75	87
わな						1,209	1,311	1,476	1,646	1,911
第1種銃	2,811	2,673	2,693	2,763	2,515	2,419	2,414	2,141	2,128	2,131
第2種銃	37	21	18	15	15	16	15	14	12	14
計	2,848	2,694	3,714	2,778	2,530	4,482	4,429	3,705	3,861	4,143

獣害対策課調べ



【図6 狩猟免許別所持者数】

(2) 保護管理の目標

本県においてサルの農作物等の被害が増大していることから、農作物被害を減少させ、地域個体群を安定的に維持しつつ、人とサルとの適切な関係を構築することを目的とする。具体的には、次に掲げることを目標とする。

(1) 農作物被害を減少させる。

なお、当面の目標として農作物被害額を8千7百万円以下(平成24年度被害額の約70%)に減少させる。

(2) 地域個体群を安定的に維持させる。

なお、対策をサルの捕獲に頼るだけでは、効率的な被害軽減につながらないことがある。また、無計画に捕獲を行うことで、加害群の分裂や被害地域の拡大を招く恐れがある。地域個体群の安定的維持のためにも、サルの保護管理は、群れの生息状況、被害状況、地域特性等に応じて、被害防止対策、個体数の調整、生息環境の整備、モニタリングを効果的に組み合わせて行う。

(3) 目標を達成するための施策の基本的な考え方

① 農作物被害の減少

サルによる農作物被害は、集落に群れあるいは個体が出没し、農作物等の食物を採食することにより発生する。集落への出没要因としては、農作物のほか、野菜等の収穫残さや野外投棄された生ゴミ、放棄果樹など収穫対象外の食物資源が存在する。また、人馴れが進むことによって、集落へ

の出没頻度が高くなったり、滞在時間が長くなったりすることによって、さらに被害が拡大することになる。また、人馴れが促進することにより、人家の器物破損や人家内侵入が発生するなど生活被害も生じる。

したがって、サルの農作物被害を減少させるには、集落環境の整備や各種被害防止技術を駆使して、集落内のエサ資源量を減らすとともに、集落での追い払いなどにより、集落内での採食の機会を減少させ、サルの人間に対する警戒心や恐怖心を高める必要がある。

具体的には、後述する群れごとの加害レベルに応じて、次のような施策を講ずることとする。

ア 誘引物となる食べ物等の削減

野菜等の収穫残さや生ゴミの屋外投棄など、サルに対して「無意識の餌付け」につながる行為の禁止、あるいは収穫されない柿などの果樹の除去、適切な侵入防止柵の設置などを住民レベルでの取り組みとして啓発していく。

また、集落全体の取り組みとして、営農計画の中で作物の配置等の総合的管理や耕作放棄地対策の推進など、サルを引き寄せる要因を地域として排除する。

イ 緩衝地帯の整備

かつて、農地と里山の間には、薪・山菜等の採取を目的とした里山が整備され、野生鳥獣が里山から農地へ侵入することは稀であった。しかし、現在は、農地や住宅地等の裏山は整備が行き届かず、耕作放棄地や竹林化、藪化となっており、この結果、サル等野生鳥獣が頻繁に出没している。

そのため、地形等を勘案して、農地と接する林縁部を伐採し、農地と里山の間には緩衝地帯を設置し、サルが隠れる場所を減少させる事により、農地への出没を抑制する。

ウ サルにも効果的な防護柵の設置

農地への侵入を防止するため、サルにも効果的な防護柵を設置し、農作物を守る。また、サルが侵入できる農地が多いことは、集落のエサ資源量が豊富で、集落にサル群を誘引する結果にも繋がるため、サルのエサ資源を減少させる目的においても、集落全体としてサルに効果的な防護柵設置を進める。

イノシシ、シカだけでなくサルにも効果がある多獣種防護柵として、兵庫県香美町で考案された通電式支柱である「おじろ用心棒」が県内に普及

しつつある。

追い払いが困難な山間の菜園や果樹園などを囲うだけでなく、集落防護柵にも通電式支柱を応用し、サルが侵入できない集落を形成することで、結果として集落のエサ資源量を削減し、集落への出没を抑制する。

エ 集落ぐるみの追い払い（組織的な追い払い）

頭数が50頭程度で、集落が群れの行動域の周縁部にある場合であれば、「集落ぐるみの追い払い」を実施することで、行動域自体を変化させることも可能であり、大幅な被害軽減も可能である。集落でサルを見かけたら、農地や人家周辺等に滞在することを許さないよう、追い払いを行うことが必要であるが、サルは高齢者や女性など体力を弱い人を見分けるため、それぞれ体力に応じた追い払い道具を利用するなど効率的な追い払い活動を行う。

また、集落住民による追い払い隊等を結成し、組織的な活動を行うことで、さらに効果的な追い払いが期待できる。

オ 捕獲の実施

個体数の増加率が高く、農作物被害を受ける地域の拡大や群れの分裂が予想される場合や、人馴れが進み人身被害・人家侵入などの重度の生活環境被害を繰り返す群れで、被害対策の効果が現れない場合は、適切な捕獲を行う必要がある。

② 地域個体群の安定的な維持

県内の地域個体群が、将来にわたり安定的に存続できるように、群れごとの生息動態をモニタリング等しながら、群れ分布の連続性に留意した被害対策を実施する。

(4) 目標達成のための方策

① 群れの生息動態把握のための調査の実施

群れの特性に応じた対策手段の検討や実施された対策の効果検証のため、群れごとに加害レベルの判定や行動域、個体数調査等の生息動態把握を行う。

② 加害レベルに応じた対策の実施

集落アンケート等により得られたデータを基に、5段階で判定し、被害対策を実施する。（参考表1）

以下に、レベルごとの状況と被害対策（案）を示す。

- [レベル1] (状況) サルの群れが生息するが、ほとんど被害が出ることはない。稀に少数のサルが林縁部の柿や栗等を食害している。
- 被害程度： 0～1 被害なし～ほとんどなし
 - 出没頻度： 1 あまり見ない
 - 生活被害： 0 被害なし
 - 見たときの反応： 1 逃げる
- (対策) 常時被害まで至っておらず、サルが集落に近づかない習慣付けが必要。
- 出没時には、ロケット花火・パチンコ等を用いて追い払いを行い、サルが集落を危険視する習慣付けを行うことが重要。
- [レベル2] (状況) 群れの一部の個体が、季節的に森の中の果樹園やシイタケ、タケノコ等を食害する。少数の個体が林縁部の野菜等を食害している。農耕地に群れ全体が出てくるようなことはない。被害作物は、限定的。
- 被害程度： 1～2 ほとんどなし～軽微
 - 出没頻度： 2 たまに見る
 - 生活被害： 0 被害なし
 - 見たときの反応： 1 逃げる
- (対策) 被害程度は軽微な場合で、サルを集落に近づかせない対策が必要。
- 出没時には、地域ぐるみでロケット花火・パチンコ等を用いて、積極的に追い払いを行うことが特に重要。
- [レベル3] (状況) 群れの大半の個体が農耕地に出てきて、農作物を食害している。被害発生は、季節的で、人家の軒下近くまで現れるようになる。
- 被害程度： 2～3 軽微～大きい
 - 出没頻度： 2～3 たまに見る～よく見る
 - 生活被害： 0 被害なし
 - 見たときの反応： 1～2 逃げる～逃げない
- (対策) 出没時には、地域ぐるみでロケット花火・パチンコ等を用いて積極的に追い払いを行うとともに、電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐことが効果的。必要に応じ

て有害鳥獣捕獲の実施を行う。

[レベル4] (状況) 群れ全体が、通年耕作地の近くに生息しており、常時食害がある。果樹園等の被害が増加し、また、冬の落ち穂拾い等が常習化している。被害作物が多様化し一年中被害が出ている。

被害程度：3～4 大きい～甚大

出没頻度：3 よく見る

生活被害：1 器物破損

見たときの反応：2 逃げない

(対策) 追い払いに加えて電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐとともに、必要に応じて、有害鳥獣捕獲の実施を行い、群れの状況によっては、個体数調整による捕獲も実施する。

[レベル5] (状況) 農耕地への出没が常態化し、集落や人家の中に入り込む場合も多い。サルの人馴れが進み、人を威嚇したり、人身被害の恐れがある。

被害程度：4 甚大

出没頻度：3 よく見る

生活被害：2 住居侵入

見たときの反応：3 人を威嚇する

(対策) 大個体群の出没が常態化している場合は、追い払い・電気柵・ネット等を用いて農作物への被害を防ぐとともに、必要に応じて、有害鳥獣捕獲の実施や個体数調整による捕獲を実施する。

なお、加害レベルが低い場合であっても、必要に応じて、有害鳥獣捕獲を実施できるものとする。

③ 地域実施計画の策定

個体数調整のための捕獲を行う場合には、別に定める「地域実施計画」を市町が策定し、県の承認を受けるものとする。地域実施計画の策定に当たっては、必要に応じて専門家等の助言を受けることとし、各市町の獣害防止対策協議会等で協議し、情報の共有を図ることとする。

なお、県は、市町が地域実施計画を定める際には、必要となるサル群れの行動域や個体数等の情報を提供するなど、協力を行う。

6 特定鳥獣の数の調整に関する事項

(1) 個体数調整の考え方

防除対策を行うのみでは被害が軽減できない場合や、被害軽減のために群れの数を減少させる必要があると判断される場合には、個体数調整としての捕獲を実施する。

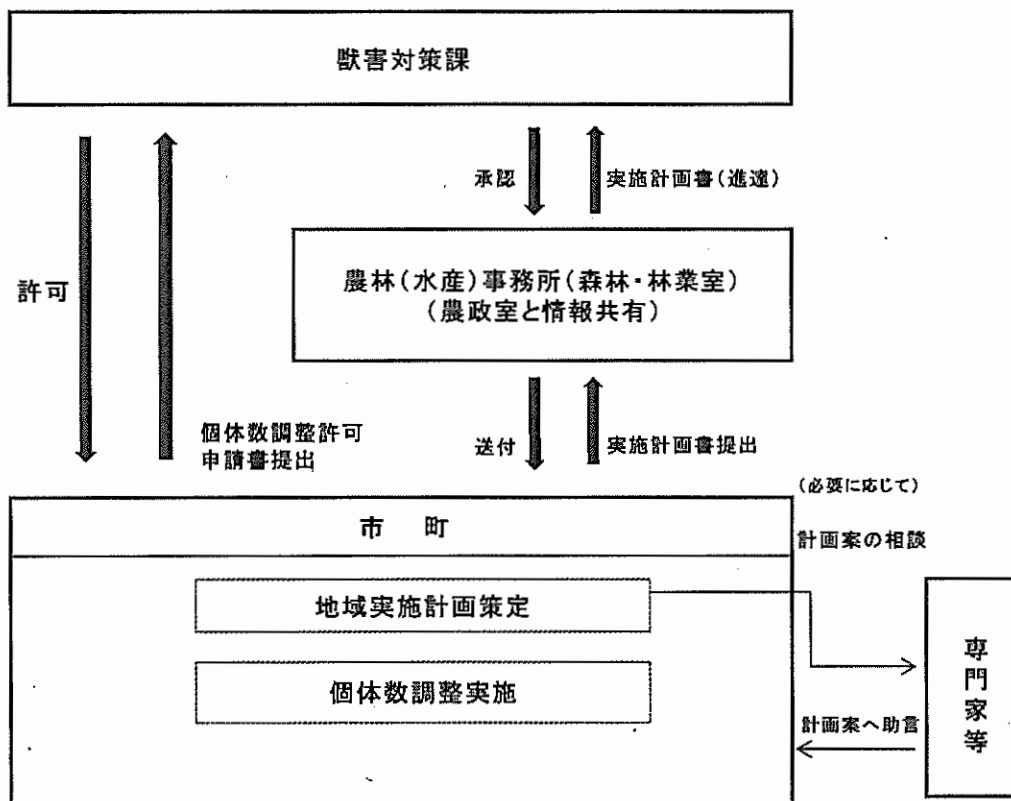
なお、捕獲により群れの分裂が生じないように留意するとともに、バランスのとれた構成の群れとなるよう配慮する。

(2) 個体数調整の方法

① 加害レベルに応じた地域実施計画策定と管理

個体数調整として捕獲を実施する場合は、市町が別に定める地域実施計画を作成し、許可後、計画的・効果的に捕獲を実施することとする。

ただし、個体数調整として捕獲が必要な群れにあって、地域実施計画を作成するまでの間は、有害鳥獣捕獲により実施できることとする。



【図7 個体数調整実施フロー】

② 捕獲方法等

サルを捕獲する方法は、銃器によるものと、わな（箱わなと囲いわな等）に大きく2つに区分される。

1) 銃器による捕獲

集落等に隣接した農耕地に出没し、作物を食べているサルには、銃を発砲することができない場合があることから、群れが発砲可能な場所にいることを確認したうえで捕獲を開始するなど、安全性を第一に考える。

2) わなによる捕獲

わなの種類は、設置する地形や被害発生地域の周辺環境、被害の程度等により決定する。

わなの設置は、農地内で行わずに侵入ルート上で行うことや過度の撒き餌によりサルの群れをおびき寄せないようにする。

③ 有害鳥獣捕獲の推進

有害鳥獣捕獲は、被害防止対策としての効果も認められることから、各地域の被害実態に応じて、市町、農業従事者等地域住民、狩猟関係団体等と連携して、適正かつ計画的・効果的に実施する。

④ 捕獲個体の処理等

捕獲は、適切な方法により行い、わなで捕獲した個体はできるだけ苦痛を与えない方法で殺処分し、残滓(ざんし)は、山野に放置することなく適切に処理する。

⑤ 狩猟者の確保

近年の狩猟者数の動向は、「わな猟免許」の取得者が増加傾向にあるものの、全体として減少し、高年齢化が進んでいるので、新たな狩猟免許所持者の確保に努める必要がある。

被害対策の一環として農林業従事者自ら捕獲できるように、狩猟免許取得を奨励し、野生鳥獣に関する知識と捕獲技術の向上と効果的かつ安全な捕獲活動を推進する。

7 生息環境の管理に関する事項

野生鳥獣の生息地を適切に整備すること、あるいは、野生鳥獣の生息地と農地との間に緩衝地帯を設けることにより、農地や集落への出没を減少させ、被害を減らすための生息環境の管理を行う。

サルは、果実や種子、若葉、花、昆虫などを好む雑食性の動物であることから、人工林の間伐などにより林床植物の発生、広葉樹林の育成など生活環境となる森林等を適切に整備する。

また、集落や農地と生息地である森林等との間に帯状に見通しのよい空間（緩衝地帯）を人工的に整備し、森林等から農地等へ出没しにくい環境を作り出す。

8 その他保護管理のために必要な事項

(1) モニタリングの実施

状況の変化に応じて適切な計画に見直すため、県と市町は連携し、以下のモニタリングを実施する。

①生息状況

集落等の協力を得て、群れの分布、個体数等について、可能な範囲内で把握を行う。

②被害発生状況

集落等の協力を得て、出没状況、被害状況および被害額等の把握を行う。

③被害防除実施状況

被害防除の実施状況等について、把握を行う。

④捕獲状況

捕獲の状況について、把握を行う。

(2) 計画の実施体制

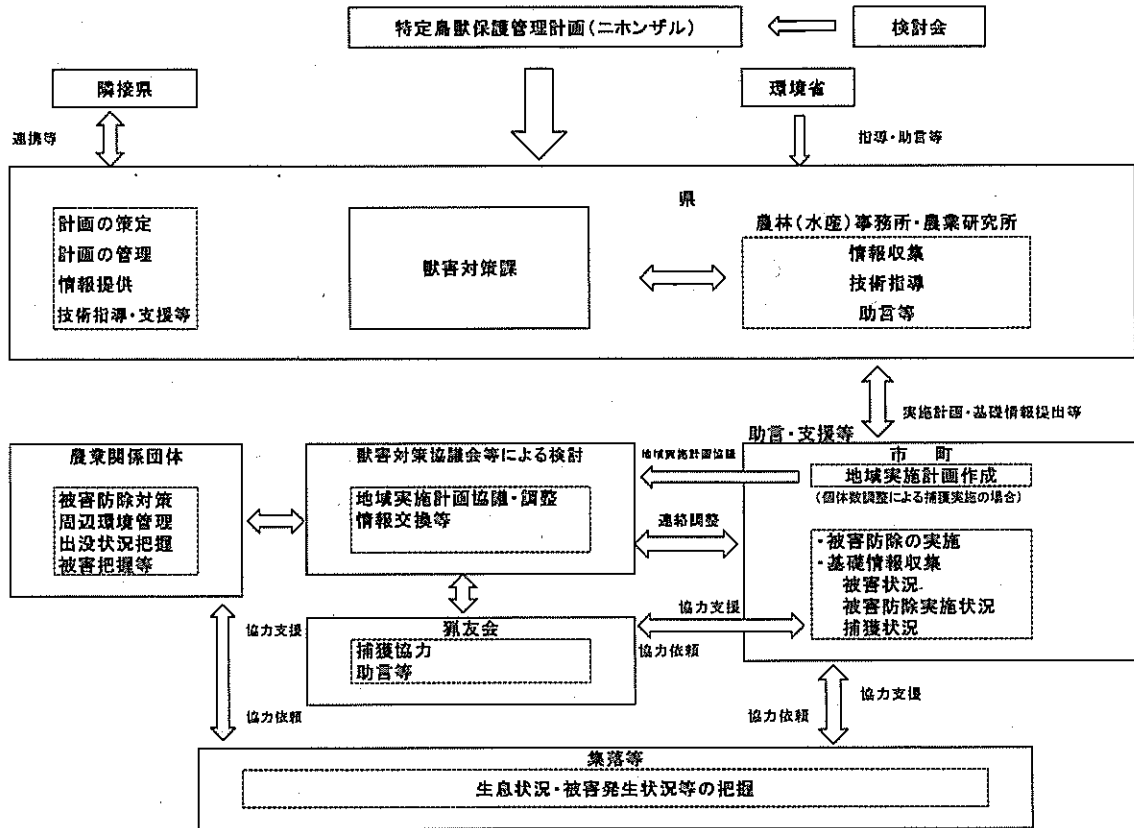
① 実施体制の整備について

本計画に基づき施策を推進するため、関係省庁や地方自治体（近隣府県・県内市町）等各行政部局間の連絡・調整を密にするとともに、関係市町においては、「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」に基づく被害防止計画との整合性を図る。

県と市町は連携し、各群れの状況を把握するとともに、個体数調整のための捕獲を行う場合は、市町は、群れごとの地域実施計画を作成し、県の許可後、計画的に捕獲を実施することとする。

県は、必要に応じて専門家等で構成する検討会を開催し、特定計画の実

施や見直しに必要な事項について、意見を聞くこととする。



【計画の実施体制概念図】

② 合意形成について

特定計画の実施に当たっては、県および市町が調整して、計画内容やモニタリング結果等の情報公開に努めるとともに、広く合意形成を図る。

③ 普及・啓発について

県および市町は、地域内外の理解と支援を得るため、被害の現状、実施する施策等について、普及広報活動を推進する。

(3) 狩猟等に伴う事故・違反の防止

狩猟者団体と協調し、捕獲従事者等に対して安全対策やマナーの向上について普及・啓発に努め、関係する機関と連携して事故や違反の防止に万全を期す。

【参考資料】

【参考表1】

群れごとの加害レベル

管内	旧市町村	群れ	加害レベルの判定
四日市	藤原町	藤原A(山口)	4
四日市	藤原町	藤原B	4
四日市	藤原町	藤原C(いなべ西野尻)	4
四日市	藤原町	藤原D(いなべ鼎)	4
四日市	藤原町	藤原E(小原一色)	3
四日市	員弁町	員弁A(いなべ平古)	4
四日市	多度町	多度A	4
四日市	多度町	多度B	4
四日市	北勢町	北勢A(いなべ山郷)	4
四日市	北勢町	北勢B(いなべ其原)	1
四日市	北勢町	北勢C(いなべ麻生田)	4
四日市	大安町	大安A(いなべ石ぐれ)	5
四日市	菰野町	菰野A	3
四日市	菰野町	菰野B	3
四日市	菰野町	菰野C(推測)	4
四日市	四日市市	四日市A	4
四日市	四日市市	四日市B	4
四日市	鈴鹿市	鈴鹿A(庄内)	5
四日市	鈴鹿市	鈴鹿B(北畑)	5
四日市	亀山市	亀山A	4
四日市	亀山市	亀山B	4
四日市	亀山市	亀山C	4
四日市	亀山市	亀山D	4
四日市	亀山市	亀山E	4
四日市	関市	関C	4
四日市	関市	関D	3
津	芸濃町	芸濃A	3
津	津市	津A(推測)	3
津	津市	津B(推測)	3
津	津市	津C(片田)	4
津	美里村	美里A	4
津	美杉村	美杉B	1
津	美杉村	美杉C	4
津	美杉村	美杉D	4
津	美杉村	美杉A	4
松阪	松阪市	松阪A	4
松阪	松阪市	松阪B(阪内)	4
松阪	勢和村	勢和A	3
松阪	勢和村	勢和B	3
松阪	勢和村	勢和C	2
松阪	飯高町	飯高A	3
松阪	飯高町	飯高B	3
松阪	飯高町	飯高C	3
松阪	飯高町	飯高D	3
松阪	大台町	大台A	3
松阪	大台町	大台C	3
松阪	大台町	大台G	3
松阪	宮川村	宮川A	4
松阪	宮川村	宮川D	1
松阪	宮川村	宮川E	1
松阪	宮川村	宮川F	4

集落アンケート結果

被害程度	出没頻度	生活被害	反応
3.50	3.00	0.00	1.00
3.57	2.86	1.00	1.17
3.00	3.00	0.00	1.50
4.00	3.00	0.00	3.00
3.00	3.00	0.00	1.00
0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00
3.00	3.00	0.00	2.00
0.00	0.00	0.00	0.00
4.00	3.00	2.00	2.00
3.50	3.00	1.50	2.00
3.00	3.00	0.00	1.00
2.50	2.50	2.00	1.00
4.00	3.00	1.00	2.00
3.10	2.40	1.00	1.56
2.75	2.25	1.00	1.33
3.25	3.00	1.00	2.33
3.17	2.83	1.00	1.80
2.83	2.86	1.00	1.63
2.33	2.67	1.00	1.75
2.53	2.19	1.25	1.64
2.00	3.00	1.00	2.00
2.50	2.67	0.00	1.00
3.17	2.67	1.00	1.50
2.67	2.50	1.00	1.64
2.71	2.57	0.00	1.71
2.67	2.33	1.00	1.60
2.50	2.00	0.00	1.33
3.00	3.00	1.00	2.00
3.75	3.00	1.00	1.63
0.00	0.00	0.00	0.00
3.00	3.00	1.00	2.00
3.00	2.71	1.00	1.14
3.25	3.00	1.00	2.00
3.57	3.00	1.33	1.14
2.95	2.52	1.00	1.61
2.67	2.00	0.00	1.00
3.00	2.67	0.00	1.00
1.00	1.00	0.00	1.00
3.00	2.00	0.00	2.00
2.75	2.25	0.00	1.50
3.33	2.67	0.00	2.00
3.33	2.67	0.00	1.75
3.00	3.00	0.00	2.00
3.00	2.00	0.00	2.00
3.00	2.67	0.00	1.67
4.00	3.00	0.00	1.00
0.00	0.00	0.00	0.00
0.00	0.00	0.00	0.00
4.00	3.00	1.00	1.00

管内	旧市町村	群れ	加害レベルの判定	被害程度	出没頻度	生活被害	反応
伊勢	伊勢市	伊勢A	3	3.50	3.00	0.00	1.50
伊勢	伊勢市	伊勢B	3	4.00	3.00	0.00	0.00
伊勢	度会町	度会B(推測)	2	1.25	1.50	0.00	1.00
伊勢	南勢町	南勢A	4	3.00	2.67	1.00	1.67
伊勢	南勢町	南勢B	4	3.25	2.75	1.00	1.50
伊勢	南勢町	南勢C	4	3.00	2.50	1.00	2.00
伊勢	南勢町	南勢D	1	0.00	0.00	0.00	0.00
伊勢	南島町	南島A(推測)	5	3.00	2.67	2.00	1.33
伊勢	南島町	南島B(推測)	4	3.00	3.00	1.00	1.33
伊勢	志摩町	志摩A(五知)	4	3.50	3.00	1.50	1.00
伊勢	紀勢町	紀勢A	4	2.88	2.50	2.00	1.57
伊勢	紀勢町	紀勢B	3	3.25	2.75	0.00	1.40
伊勢	大内山村	大内山A	3	3.00	3.00	1.00	1.00
伊勢	大内山村	大内山B	4	3.00	3.00	1.00	1.00
伊勢	大内山村	大内山D	4	4.00	3.00	0.00	2.00
伊勢	度会町	度会A	3	3.00	3.00	0.00	1.00
伊賀	上野市	上野A(瀧)	4	3.20	2.70	1.38	1.60
伊賀	伊賀町	伊賀A(岡鼻)	4	2.94	2.69	1.00	1.64
伊賀	伊賀町	伊賀B(川東)	4	3.25	2.88	1.33	1.17
伊賀	阿山町	阿山A(甲賀)	4	3.00	2.71	1.20	2.14
伊賀	大山田村	大山田A(下阿波)	3	3.13	2.63	1.67	1.43
伊賀	大山田村	大山田B(広瀬)	4	3.22	2.78	1.38	1.56
伊賀	大山田村	大山田C(鳳凰寺)	4	3.27	2.73	1.29	1.55
伊賀	青山町	青山A(霧生)	4	3.60	2.60	1.00	1.80
伊賀	名張市	名張A	4	3.50	3.00	1.00	1.75
伊賀	名張市	名張B	5	3.75	2.75	2.00	1.50
尾鷲	紀伊長島町	紀伊長島A	1	0.00	0.00	0.00	0.00
尾鷲	紀伊長島町	紀伊長島C	4	3.00	2.60	1.00	1.00
尾鷲	紀伊長島町	紀伊長島F	1	0.00	0.00	0.00	0.00
尾鷲	尾鷲市	尾鷲B(向井)	4	4.00	3.00	1.00	1.00
尾鷲	尾鷲市	尾鷲C	1	0.00	0.00	0.00	0.00
尾鷲	尾鷲市	尾鷲D	1	0.00	0.00	0.00	0.00
尾鷲	尾鷲市	尾鷲E	1	0.00	0.00	0.00	0.00
尾鷲	尾鷲市	尾鷲F	1	0.00	0.00	0.00	0.00
熊野	熊野市	熊野A	3	3.00	2.00	0.00	2.00
熊野	熊野市	熊野B	3	3.00	2.00	0.00	1.50
熊野	熊野市	熊野E	3	3.00	3.00	0.00	1.00
熊野	紀宝町	紀宝A	1	0.00	0.00	0.00	0.00
熊野	御浜町	御浜C	3	3.50	2.50	0.00	1.50
熊野	御浜町	御浜E	1	0.00	0.00	0.00	0.00

※注 加害レベルの判定については、集落アンケートにより得られた結果等を基に、下記の加害レベルの判定基準により、5段階で表示した。(集落アンケートの結果等がない群れについては、原則、加害レベルを1と表示している。)

加害レベルの判定基準

	被害程度	出没頻度	生活被害	見たときの反応
レベル1	0~1	1	0	1
レベル2	1~2	2	0	1
レベル3	2~3	2~3	0	1~2
レベル4	3~4	3	1	2
レベル5	4	3	2	3

0=被害なし

1=ほとんどなし

2=軽微

3=大きい

4=甚大

1=あまり見ない

2=たまに見る

3=よく見る

0=被害なし

1=器物破損

2=住居侵入

1=逃げる

2=逃げない

3=人を威嚇する

【参考表2】

頭数が確認されている群れ

管内	旧市町村	群れ名	頭数
四日市	藤原町	藤原A(山口)	189
四日市	藤原町	藤原E(小原一色)	69
四日市	北勢町	北勢B(いなべ其原)	85
四日市	四日市市	四日市A	139
四日市	四日市市	四日市B	147
四日市	鈴鹿市	鈴鹿B(北畑)	122
津	津市	津C(片田)	97
松阪	松阪市	松阪B(阪内)	77
松阪	大台町	大台C	22
松阪	宮川村	宮川D	23
伊勢	伊勢市	伊勢A	99
伊勢	紀勢町	紀勢A	88
伊勢	紀勢町	紀勢B	71
伊賀	上野市	上野A(瀧)	88
伊賀	伊賀町	伊賀A(岡鼻)	141
伊賀	伊賀町	伊賀B(川東)	146
伊賀	阿山町	阿山A(甲賀)	63
伊賀	大山田村	大山田A(下阿波)	58
伊賀	大山田村	大山田B(広瀬)	78
伊賀	大山田村	大山田C(鳳凰寺)	54
伊賀	青山町	青山A(霧生)	20
伊賀	名張市	名張A	43
伊賀	名張市	名張B	38
		計	1,957

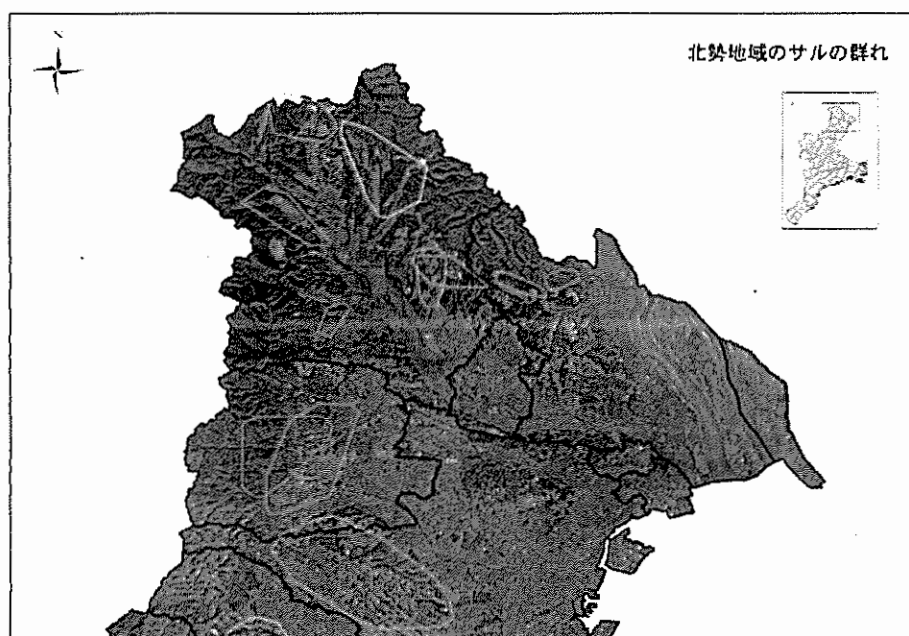
【参考 各地域のサルの群れの状況】

1 北勢地域のサルの群れ

平成21年度から22年度に実施した調査（三重県農業研究所）によれば、いなべ市には旧藤原町内に約200頭という個体数の群れを筆頭に、5つ程度の群れが存在する。いなべ市周辺の地域は県内でも古くからサル被害が発生していた地域であり、稲・麦・大豆をはじめ、水田農業の盛んな地域であることから、サルのエサ資源も豊富であり、被害の多発と個体数の増加を招いていると推察される。

旧藤原町内だけでなく、旧北勢町から旧員弁町にかけても、複数のサル群が認められ、一部は集落周縁部のみを行動域とする群れもあり、局所的には生活被害も発生している。

菰野町には未調査ではあるが、群れが存在すると思われ、また、四日市市にも100頭を超える大型かつ一部住宅地を行動域とする群れが存在する。



【参考図1 北勢地域のサルの群れ】

2 伊賀～鈴鹿地域のサルの群れ

平成21年度から22年度に実施した伊賀市のサル群調査によると、川東群（伊賀B群）、岡鼻群（伊賀A群）については、140頭という非常に多い個体群の群れとなっている。

平成9年度から11年度の調査（三重県環境森林部）と平成21年度から22年度の調査（三重県農業研究所）で比較できる群れは、伊賀B群、大山

田B群、上野A群、大山田C群である。このうち、伊賀B群と上野A群については、その行動域が拡大、または人里周辺や平野部への進出が進んでいる。

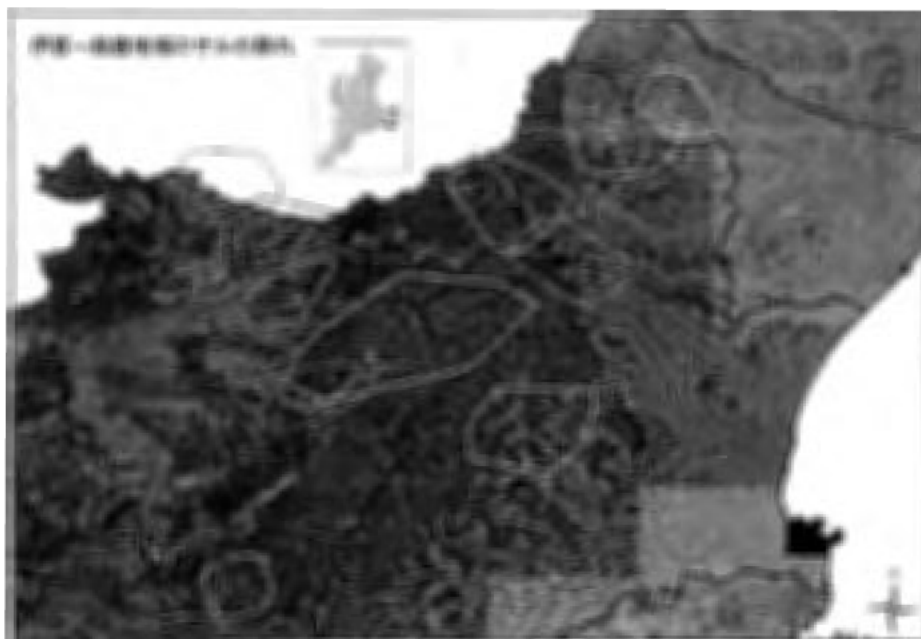
具体的には、伊賀B群では、10年前は山地周辺を行動域としていたが、現在は、平野部に移動してきており、以前は、サルが目撃されなかった川東地区周辺がコアエリアとなっている。

上野A群では、以前は行動域に入っていなかった富岡、中島地区が行動域に入ってきている。これらは、10年前の調査のヒアリングでは、「サルは存在しない」という回答があった集落であり、10年間のサル群の行動変化を示している。

上記2群の行動域が拡大している部分は、転作麦・大豆の団地が存在するエリアであり、転作作物があるが故のエサ資源の豊富さが、サルの行動域の変化と個体数の増加の一因となっていると推測される。

大山田A群では比較的頭数も少なく、後部に山地を擁する行動域であることもあり、複数集落での追い払いや効果的な防護柵などの被害管理が進み、集落周辺への出没が減少しつつある。

亀山市にも多数の群れが数珠つなぎに存在し、一部は行動域を拡大し市街化区域に出没しつつある。



【参考図2 伊賀～鈴鹿地域のサルの群れ】

3 伊賀～南勢地域のサルの群れ

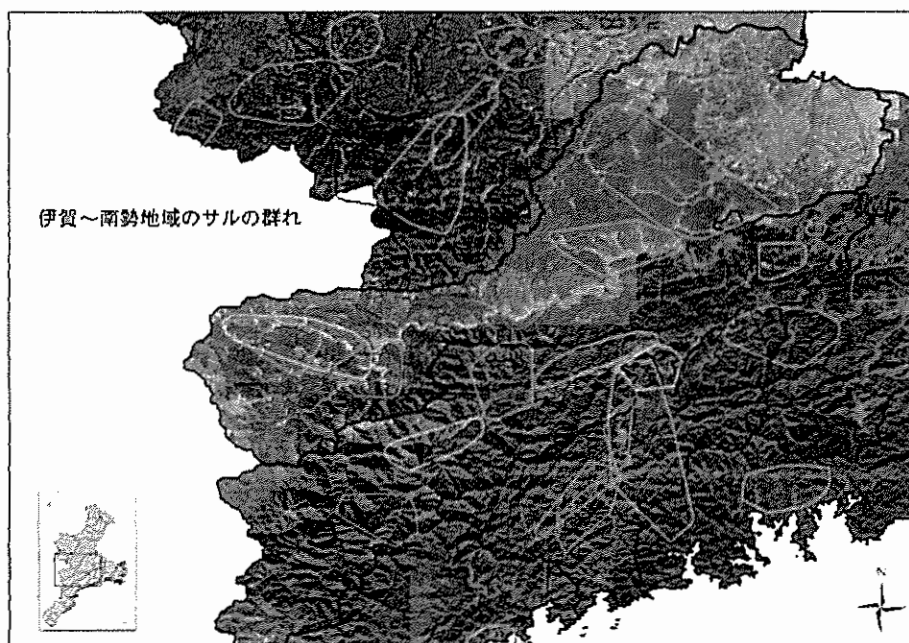
伊賀から南勢にかけては、名張市から伊賀市南部、旧美杉村にかけ、同一地域個体群と推察される数群の群れが存在する。

津市には住宅地にも出没する 100 頭前後の大型の群れが存在する一方、旧美里町や旧美杉村内に、未調査の群れもいくつか存在すると推察される。

松阪市奥部の旧飯高町、大台町奥部の旧宮川村に複数の群れが存在している。これらの群れは、山間部であり、エサ資源は平野部ほどは多くなく、個体数の増加は農業地域の群れに比べ比較的少ないと考えられる。

一方、大台町から大紀町にかけては 70 頭前後の比較的大型の群れも存在し、農地も多く集落数も比較的多いことから、被害は大きい。

旧松阪市にも数群が存在し、一部、追い払い等の被害対策により、被害を軽減できている事例も見られるが、エサ資源等となる農地、集落数ともに多いことから、被害が深刻な場合が多い。

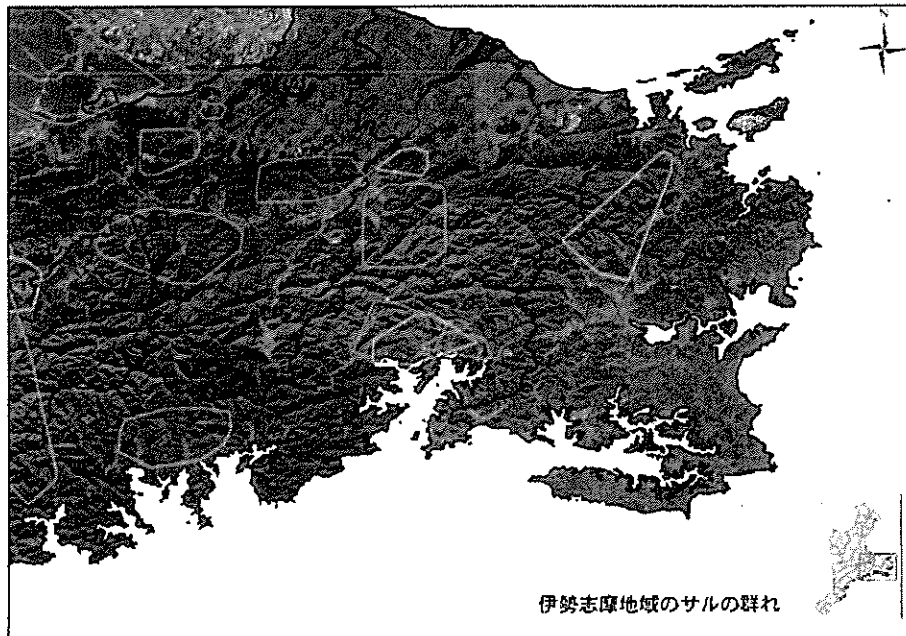


【参考図 3 伊賀～南勢地域のサルの群れ】

4 伊勢志摩地域のサルの群れ

伊勢市内には 2～3 程度の群れが存在し、一部で、集落による被害対策も進んでいる地域もあるが、比較的住宅地などの市街化地域中心の行動域を持つため被害の拡大が懸念される。旧南勢町には小グループ化した複数の群れが数珠つなぎに存在する。

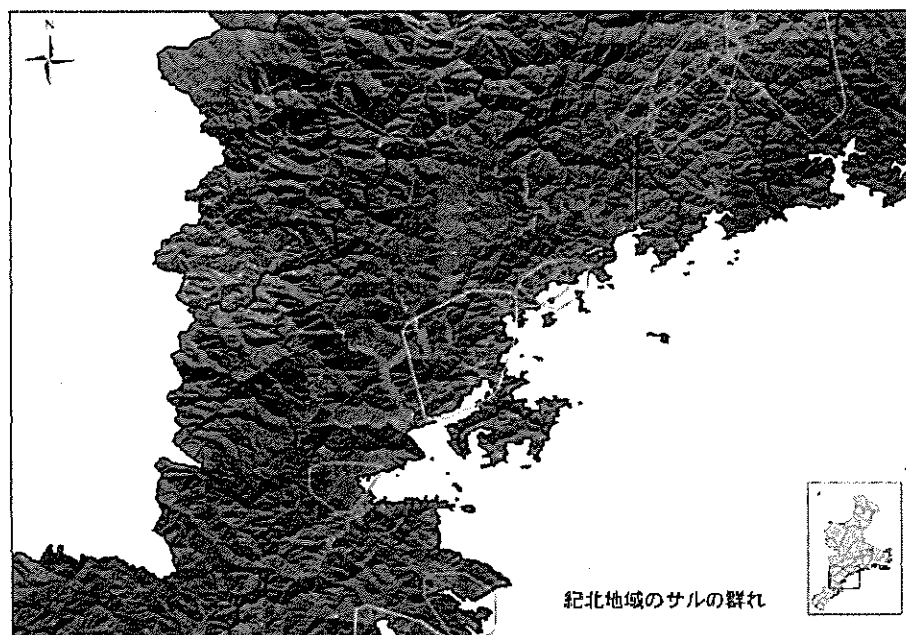
柑橘の産地であることから、山間地であってもエサ資源が豊富であり、その被害は深刻である場合が多い。また、旧南島町や鳥羽市にも未調査であるが群れが存在すると思われる。



【参考図4 伊勢志摩地域のサルの群れ】

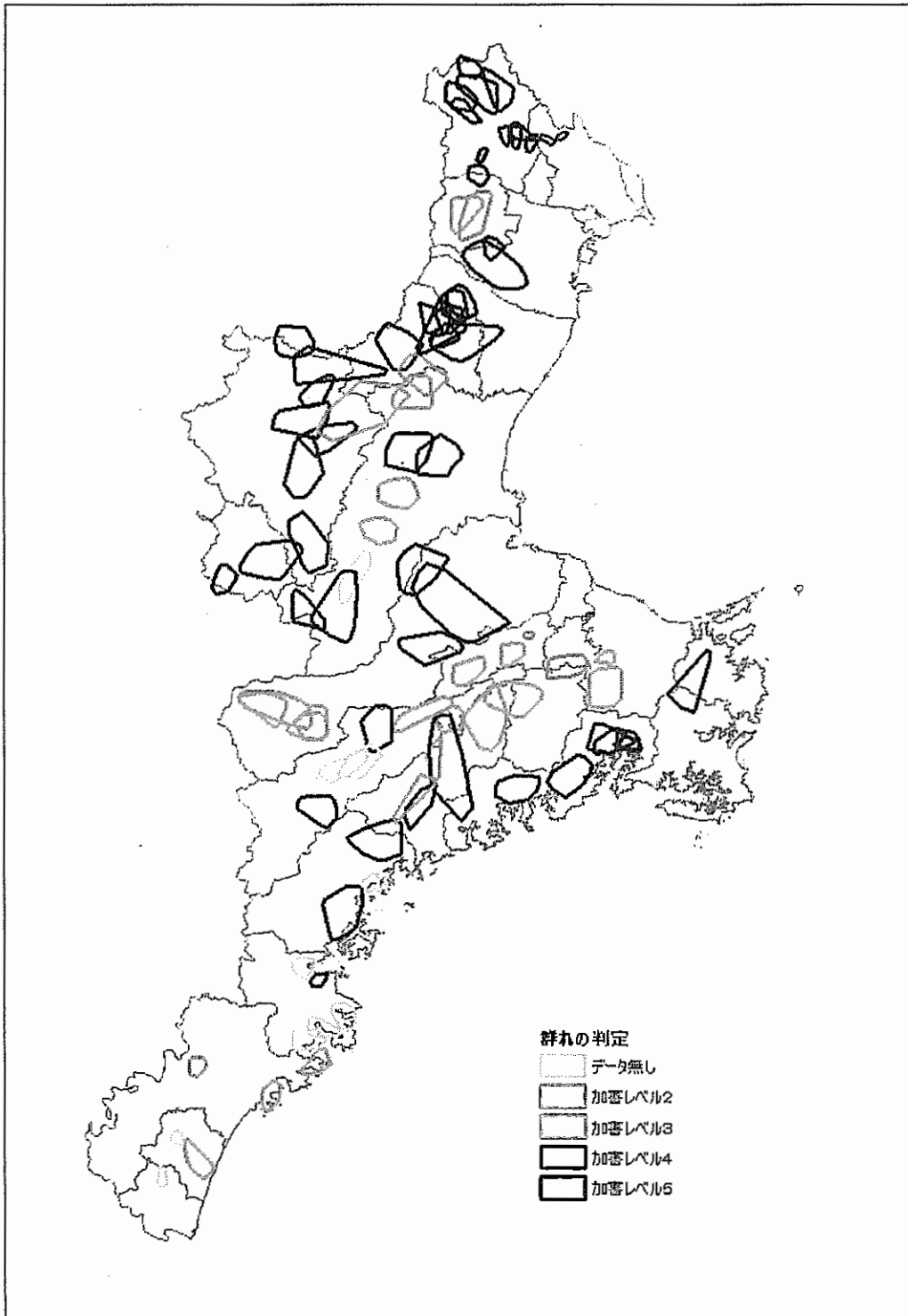
5 紀北地域のサルの群れ

柑橘生産地であることから、山間部でもエサ資源が豊富で、被害も深刻である場合が多い。また、未調査の群れも存在すると思われる。



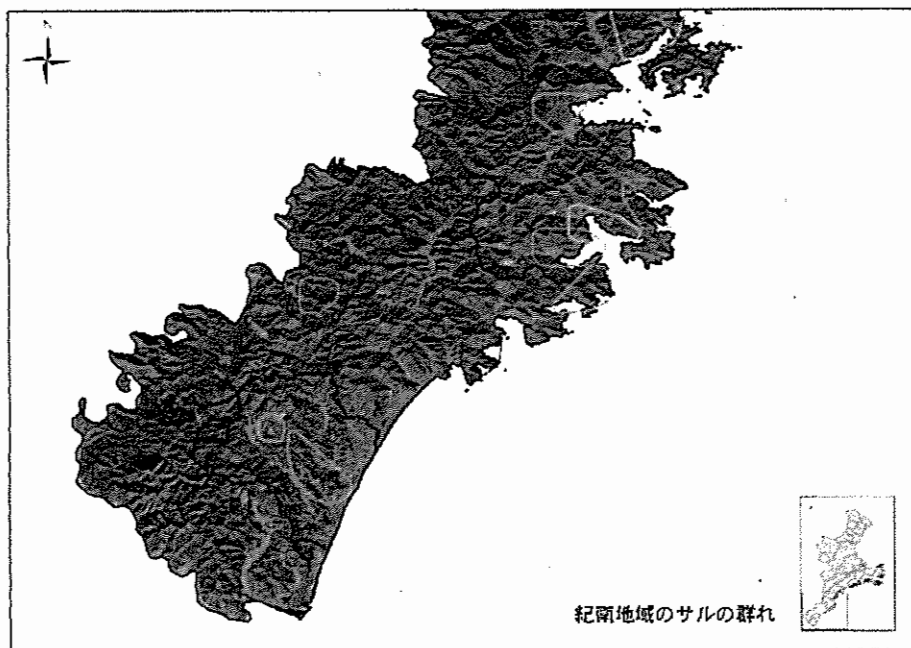
【参考図5 紀北地域のサルの群れ】

【参考図7 サルの加害レベル図（三重県全体）】



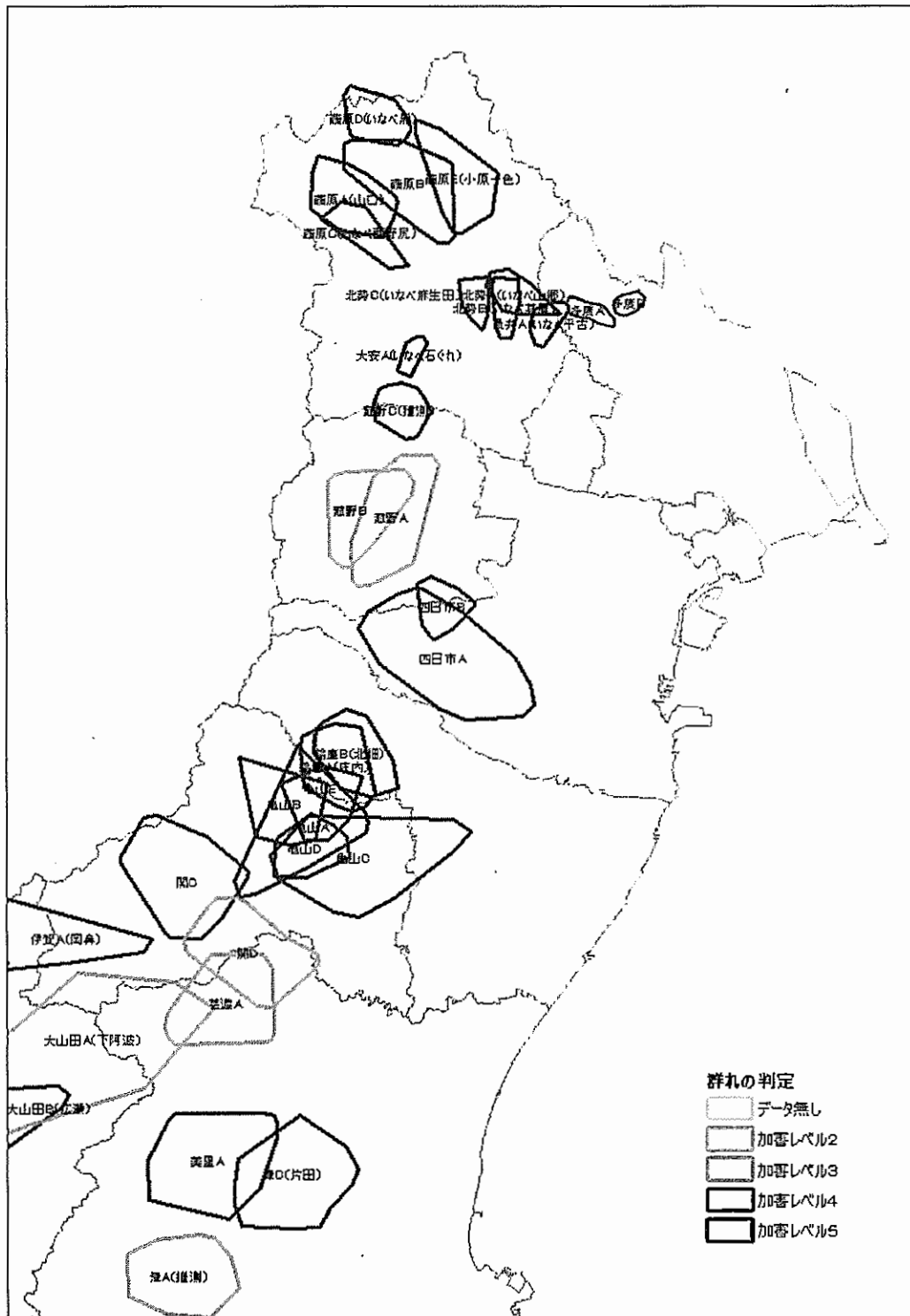
6 紀南地域のサルの群れ

柑橘生産地であることから、山間部でもエサ資源が豊富で、被害も深刻であることが多い。また、未調査の群れも存在すると思われる。

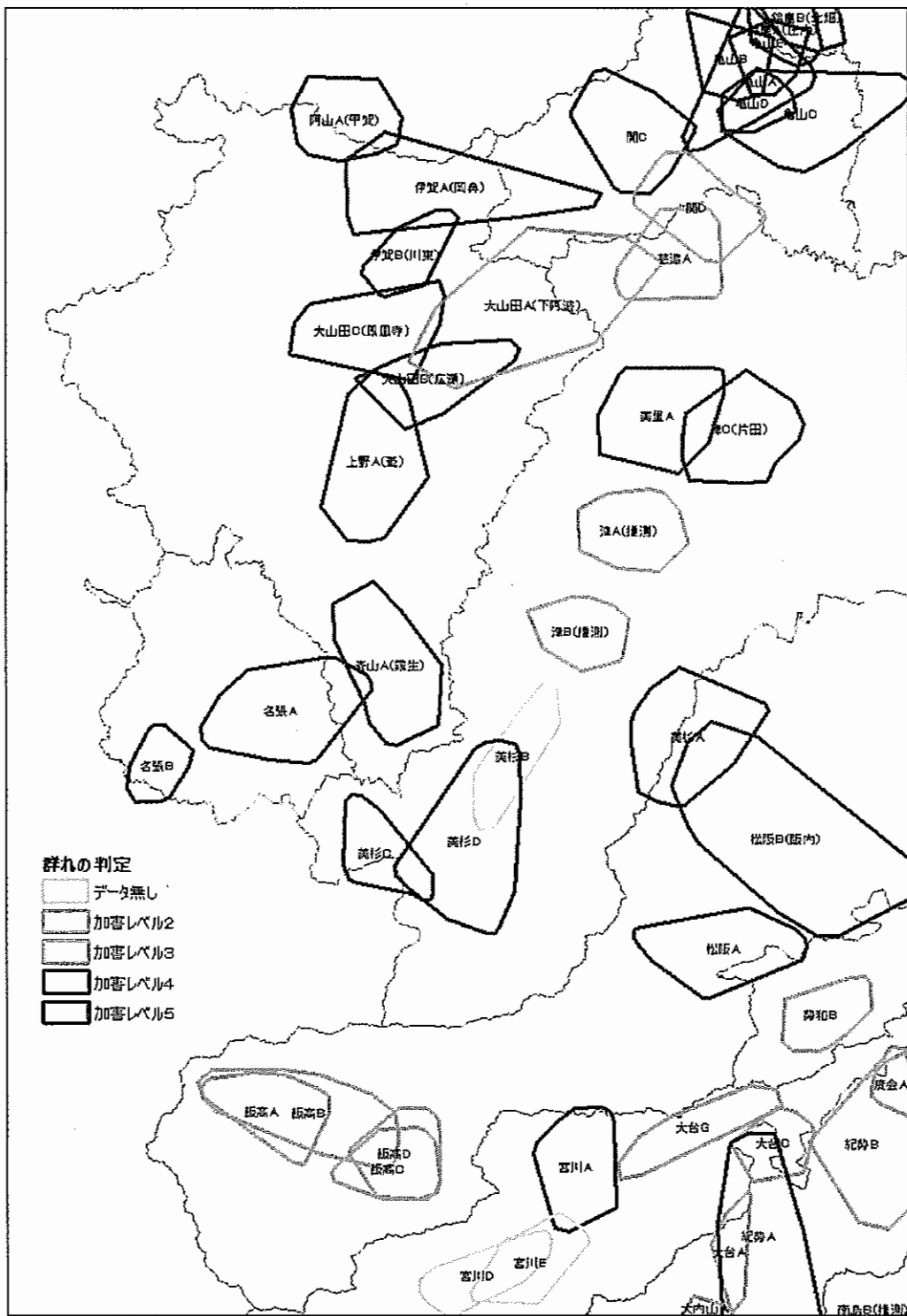


【参考図6 紀南地域のサルの群れ】

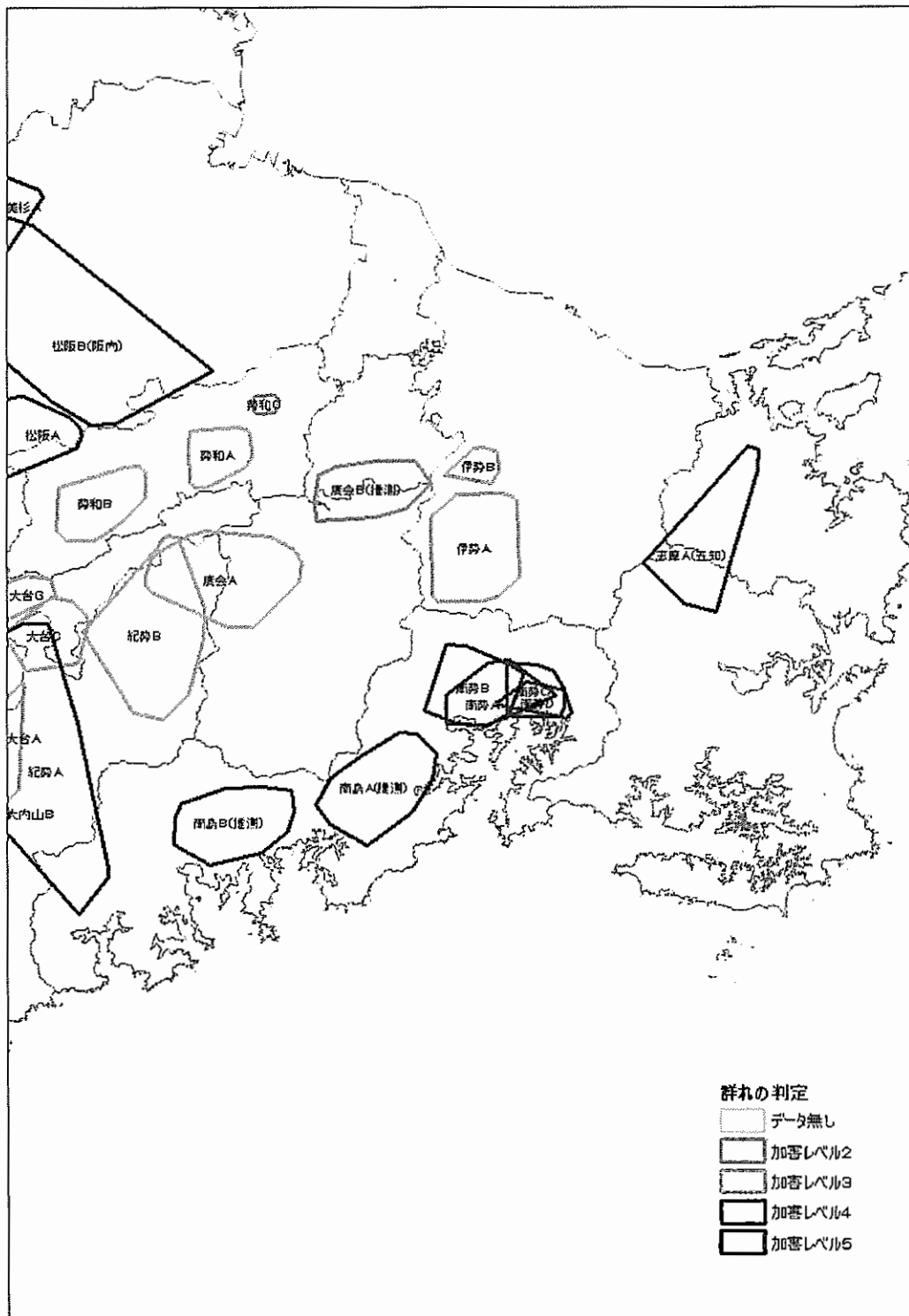
【参考図8 サルの加害レベル図（北勢～津）】



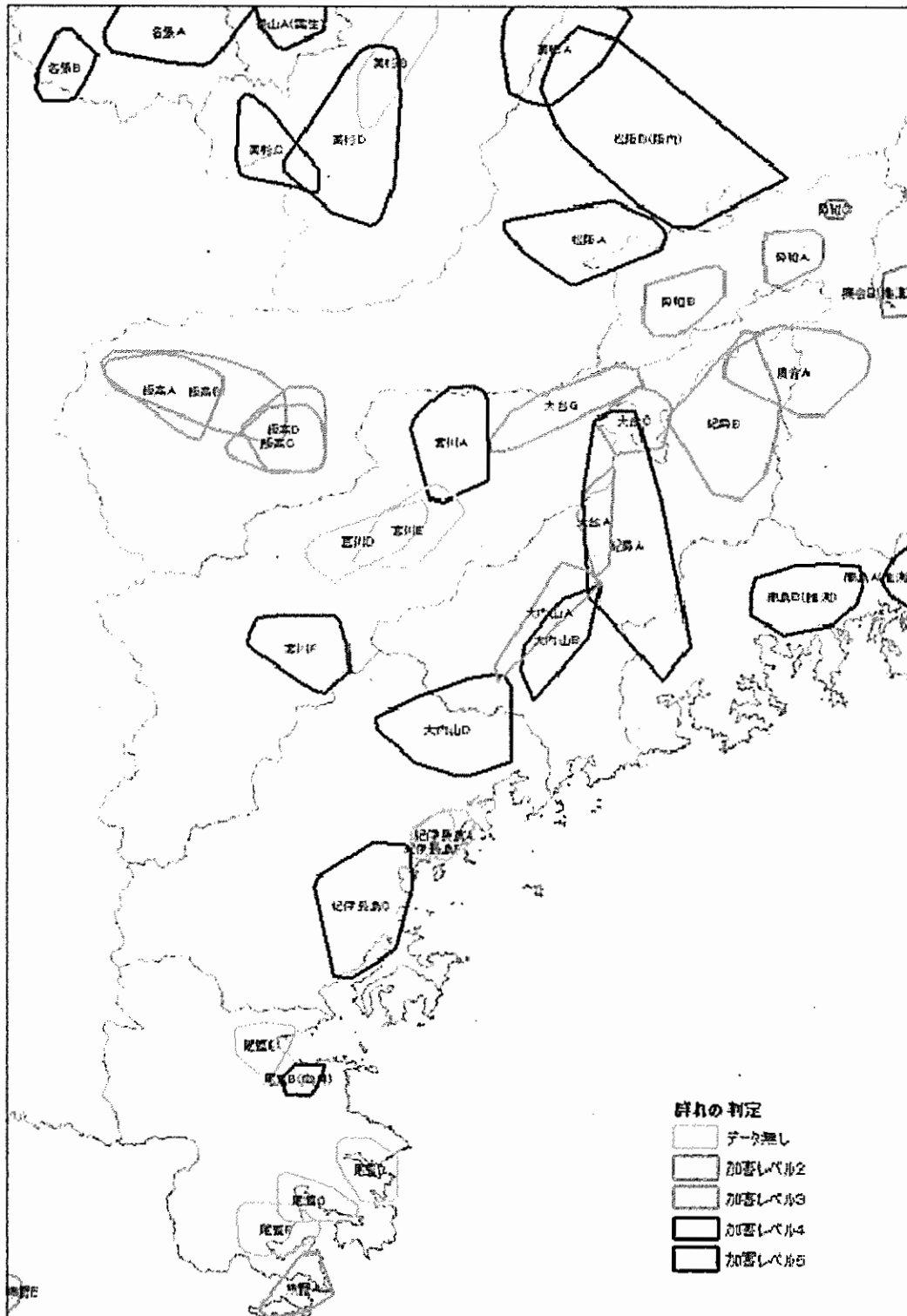
【参考図9 サルの加害レベル図（亀山～松阪）】



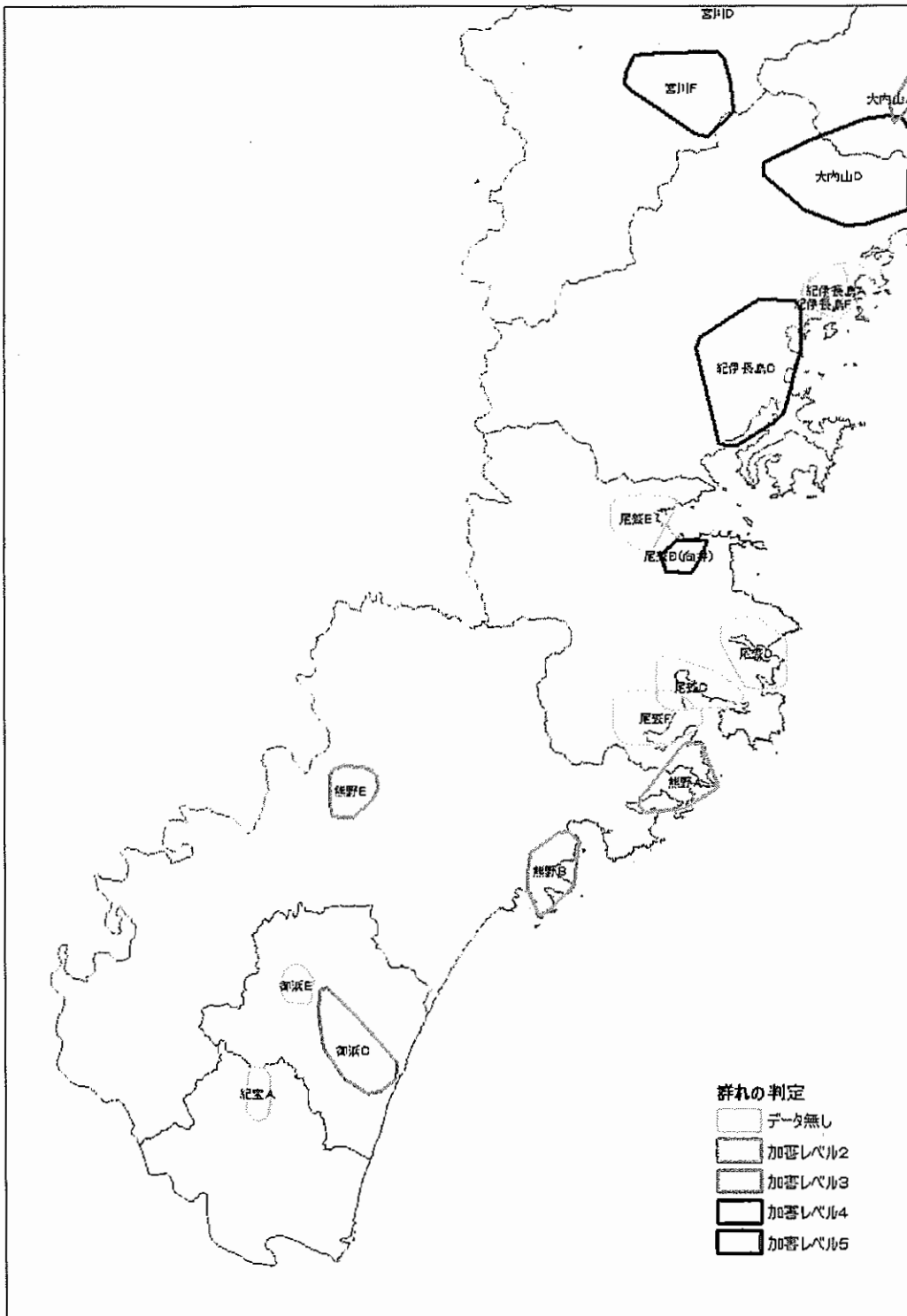
【参考図10 サルの加害レベル図（伊勢志摩）】



【参考図11 サルの加害レベル図（中勢～尾鷲）】



【参考図12 サルの加害レベル図（尾鷲・熊野）】



みえ森と緑の県民税の広報実績（平成 25 年度）

（平成 25 年 4 月～平成 26 年 1 月末）

1 紙面による広報

(1) 新聞記事

「毎日新聞」

4 月 3 日三重県版「なるほドリ 三重」で記事採用

1 0 月 2 日三重県版「三重～る経済」で記事採用

「中日新聞」

1 0 月 1 9 日三重県版「三重のもりづくり月間」企画記事面に広告掲載

「伊勢新聞」

1 2 月 2 7 日全面広告を掲載

1 月 1 日伊勢新聞社長・知事紙面対談記事に掲載

1 月 5 日「森林支える社会づくりへ」記事掲載

「伊勢新聞・読売新聞・中日新聞・毎日新聞・朝日新聞・産経新聞」

1 0 月 1 0 日または 1 1 日に 5 段広告掲載

(2) フリーペーパーへの広告掲載

- ・ 県内市街エリア（桑名市、四日市市、鈴鹿市、津市、松阪市、伊勢市、伊賀市、名張市、および周辺地域）で各戸配布されているフリーペーパー 7 紙に広告を掲載しました。

「ぼろん、よっかいち ai、ベルブ、つうーぴーす、ふぁみんぐ、イセラ、リーガ」

計 4 8 万部 各紙 5 月号

- ・ 南勢地域を中心に幼稚園、保育園、病院等で配布されているフリーペーパーに広告を掲載しました。

「i してる」 2 万 5 千部 5 月号

- ・ 東紀州地域で各戸・店舗配布が始まったフリーペーパーに広告を掲載しました。

「からっと club」 2 万 2 千部 7 月号（創刊号）

(3) 広報誌への掲載

- ・ 県政だよりへの掲載

県政だより 5 月号・7 月号・1 2 月号

(4) 経済団体、市町等の協力

- ・ 経済団体等の協力による会報記事掲載 1 4 件
- ・ 市町の協力による会報記事掲載 2 2 件（2 0 市町）
- ・ 経済団体等の協力によるチラシ配布 3 6 件
- ・ 市町等の協力によるチラシ配布 1 件

(5) チラシ・ポスター

- ・ チラシを市町や県庁舎の他、コンビニエンスストアやショッピングセンター等への配架及びイベント等で配布しました。 約 1 0 万部
- ・ ポスターを市町や県庁舎等の他、道の駅やコンビニエンスストア、ショッピングセンター等に掲示しました。 約 1, 9 0 0 枚

(6) その他

- ・ 「森林づくりニュース」を発行し、県庁舎や関係団体窓口、県内のコンビニエンスストアやショッピングセンター等に配架しました。
平成 25 年 4 月～平成 26 年 1 月 累計 33,435 部

2 テレビによる広報

- ・ 東海テレビの番組で取り上げられました。
5 月 2 日放送、夕方ニュース番組内で 10 分間 シリーズ「森は生き
ている」
- ・ 三重テレビ 6 月 21 日、1 月 3 日放送
「県政チャンネル～輝け！三重人～」内「三重県からのお知らせ」
- ・ 三重テレビ 11 月 8 日放送
「県政チャンネル～輝け！三重人～」内「もっと安全ほっと安心」
- ・ 三重テレビ 7 月 12 日～7 月 30 日
全国高等学校野球三重大会放送時の 15 秒スポット CM 放送 15 回
- ・ 松阪市行政チャンネル 1 月 24 日から 1 週間程度
3 分間の「みえ森と緑の県民税」広報用 CM 放映

3 ラジオによる広報

- ・ ラジオ放送で税の周知・広報を行いました。
FM 三重 番組内での告知 8 回
東海ラジオ 番組内での告知 4 回
CBC ラジオ 番組内での告知 2 回

4 説明会等での広報

(1) 説明会や会議等での説明

税導入への理解の促進を図るため、県民向け説明会の開催や法人・団体等の会議の場で時間をいただき税の説明を行いました。

説明 計 232 回 9,853 人

(2) イベント等での周知、チラシの配布

イベント等、人が集まる場でチラシ・啓発物の配布等を行いました。

周知活動 計 215 回 39,434 人

5 その他

- ・ ホームページやフェイスブック等を利用して情報提供を行いました。
- ・ 全国高等学校野球三重大会放送時の 15 秒スポット CM 映像を随時県民ホールで放映しました。
- ・ 県庁玄関ホール液晶モニターにて PR 画像を随時放映しました。
- ・ 各県庁舎において懸垂幕を掲出しました。
- ・ 「税を考える週間」のイベントで、地域の森林の荒廃状況や自然災害の被災状況のパネル展示を行いました。

イセエビの種苗生産研究の推進状況について

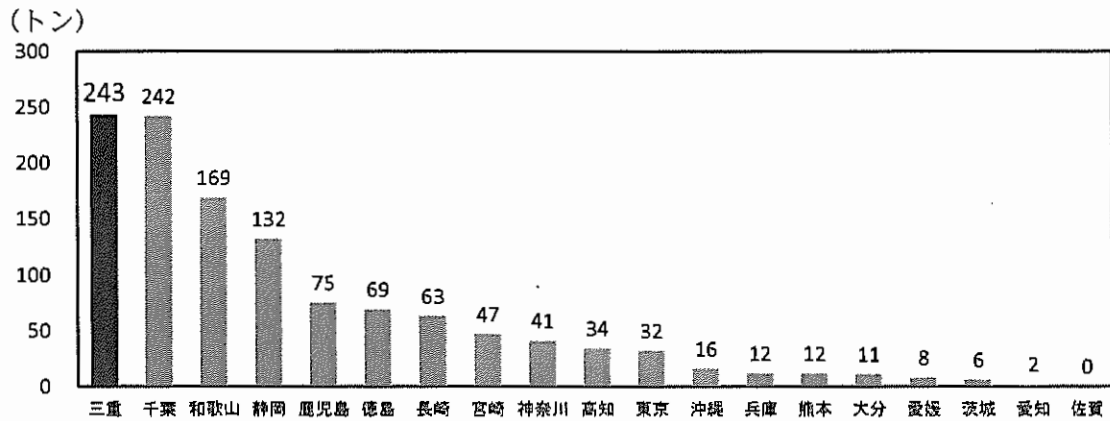


図1 都道府県別イセエビ漁獲量 (平成24年)

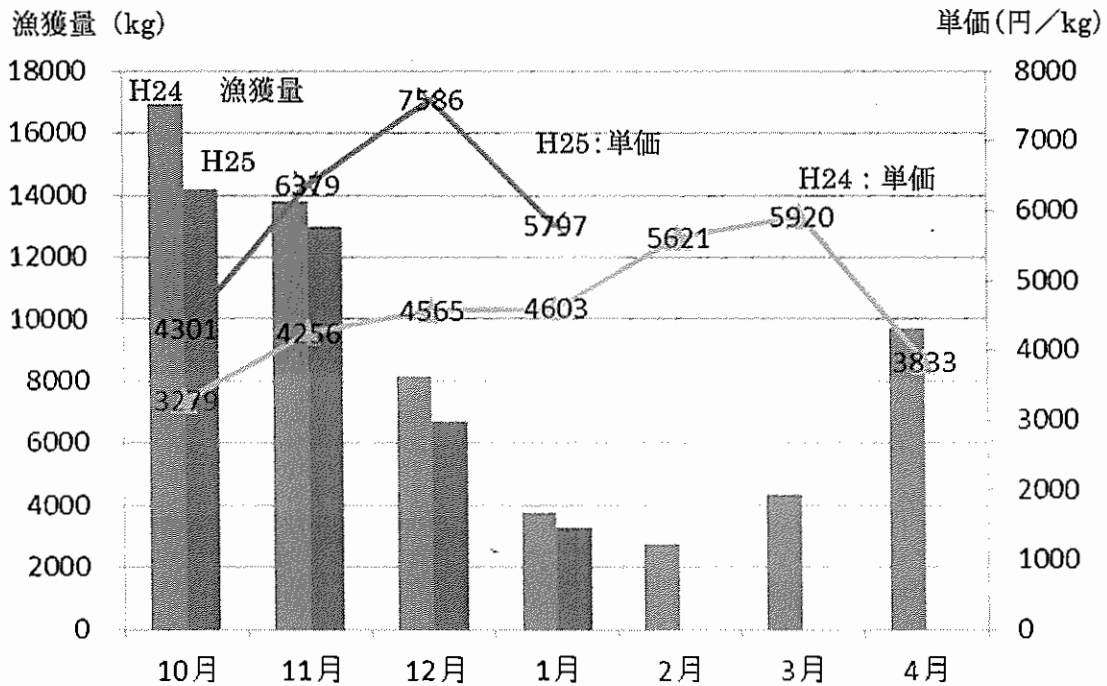


図2 主要港（答志・石鏡・和具・尾鷲）におけるイセエビの月別漁獲量と平均単価
(棒グラフ：漁獲量、青；H24年度 赤；H25年度折線グラフ：単価、緑；H24年度 紫；H25年度)

表1 漁業者による自主的な資源管理取組事例 (平成26年1月31日現在)

計画名	作成主体		対象魚種	参加漁業種類	計画参加経営体数	管理措置	
						休漁	体重制限
和具地区地先における刺し網漁業(いせえび漁業)の資源管理計画	三重外湾漁協	和具地区海老網同盟会	イセエビ	刺網	29	○	○
錦地区地先における刺し網漁業(いせえび漁業)の資源管理計画	三重外湾漁協	錦地区海老網組合	イセエビ	刺網	22	○	
海野地区地先における刺し網漁業(いせえび漁業)の資源管理計画	海野漁協	海野漁協エビ網部会	イセエビ	刺網	35	○	
					合計		86

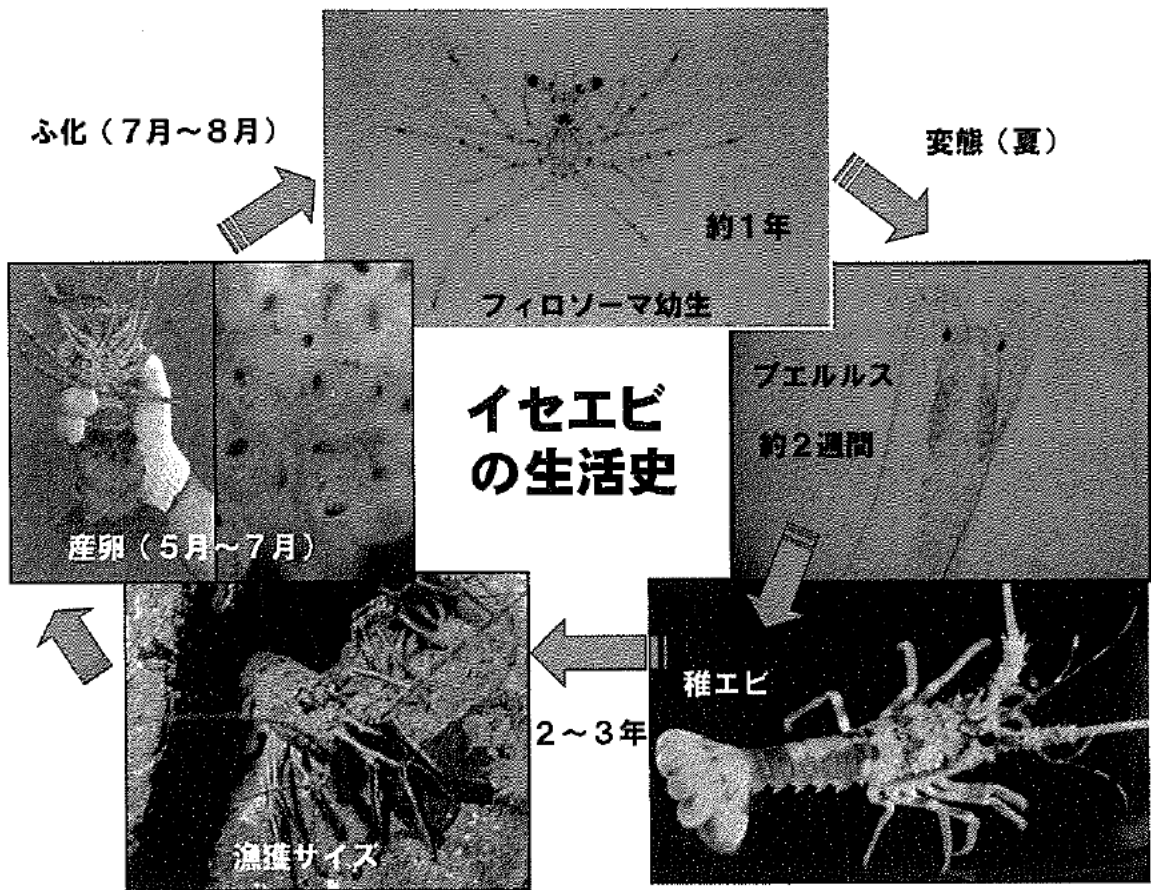


図3 イセエビの生活史 (浮遊生活から着底生活)

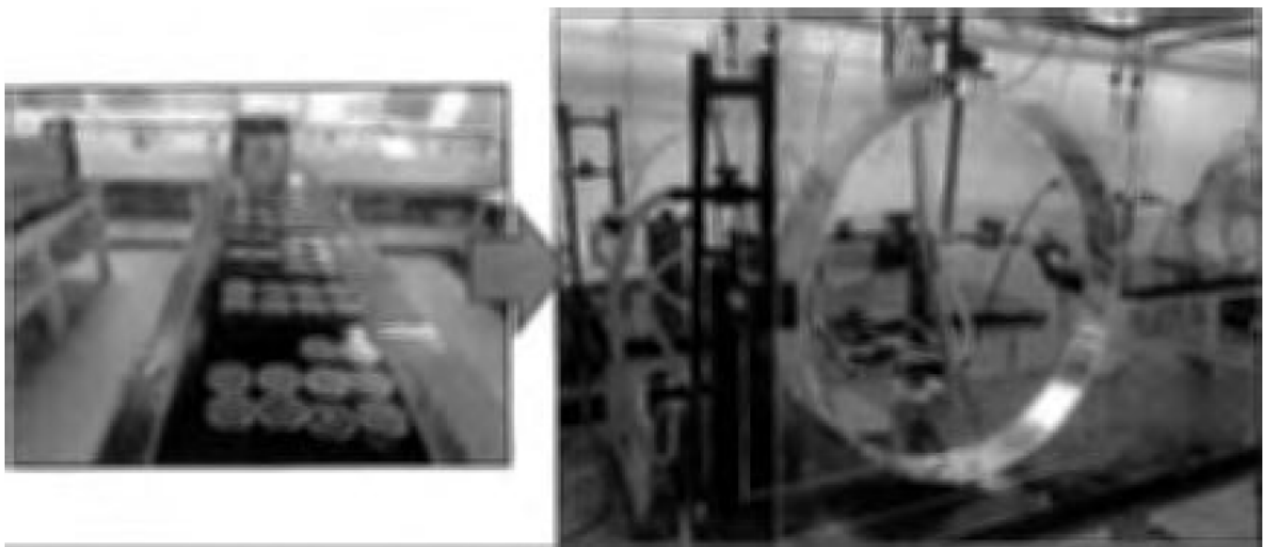


図4 イセエビ幼生飼育水槽 (左: 過去のもの 右: 現在太鼓型 容量80L)

平成25年度包括外部監査結果に対する対応方針及び
平成24年度包括外部監査結果に対する対応結果

平成26年3月
農林水産部

平成25年度包括外部監査結果に対する対応方針

1. 海岸保全施設整備事業について 1P
(農業基盤整備課)
2. ふるさと農道緊急整備事業について 1P
(農業基盤整備課)
3. 沿岸地域避難路等緊急整備治山事業について..... 2P
(治山林道課)
4. 漁港海岸事業について..... 2P
(水産基盤整備課)
5. 県営緊急津波対策海岸保全事業について..... 2P
(水産基盤整備課)

平成24年度包括外部監査結果に対する対応

1. 公有財産台帳の登録について..... 4P
(みどり共生推進課、水産資源課、畜産研究所、林業研究所)
2. 普通財産の管理について..... 5P
(林業研究所)

平成25年度 包括外部監査結果に対する対応方針

テーマ・区分・内容	対応方針	備考
I. 包括外部監査の意見及び指摘		
III 農林水産部		
1. 海岸保全施設整備事業について		
① 整備計画について（意見）		
<p>県には農地海岸堤防が100地区・1,051箇所あるものの、その背後について全て農地として使用し、また人家が存在するわけではない。そのため、県は「命を守る緊急減災プロジェクト」として、背後に農地や人家がある箇所のうち、平成18年度から平成20年度に行われた調査結果、日常的な維持管理及び台帳をもとにして緊急性を考慮し、市町との協議を踏まえ、継続事業2地区と新たに要望のあった1地区の合計3地区の堤防の補強工事を実施している。</p> <p>また、東日本大震災をうけ、大規模地震や津波、激化する異常気象の発生に備えた防災対策の充実・強化を図るため、平成23年度から新たに現状調査を1次点検と2次点検に分けて実施している。平成23年度において、1次点検は完了しているが、2次点検は現在進行中であり、調査結果によっては、より整備が優先されるべき地区がでてくることも想定される。</p> <p>今後、どの海岸保全施設を優先的に整備していくべきかについて適切に判断できるように、早急に農地海岸堤防の現状調査を進める必要がある。そして、大規模地震や津波に備え、特に緊急性が高く、早期に効果が発現できる箇所を優先的に整備できるように、市町と協議しながら県が主導して進めていくことが望まれる。</p>	<p>引き続き農地海岸堤防の現状調査の2次点検を進め、平成26年度に完了する予定です。調査結果によりより整備が優先されるべき地区がでてきた場合は、整備箇所の追加を行うなど適正に対処していきます。</p> <p>今後も早期に効果が発現できるよう市町と協議しながら県が主導して進めていきます。</p>	農林水産部
2. ふるさと農道緊急整備事業について		
① 工事打合簿について（結果）		
<p>工事打合簿とは、「三重県公共工事共通仕様書」に定められている書類であり、受注者と県の監督員との間での協議内容等を記載するものである。</p> <p>度会北部地区県営ふるさと農道第17工区道路工事について、工事打合簿の作成状況を確認したところ、変更契約を取り交わした内容に関する工事打合簿が確認できないものがあり、変更契約に係る内容がどの時点で現場代理人と監督員で確認されたのかが不明なものが見受けられた。</p> <p>契約変更に係る内容については重要であり、工事打合簿を作成して、契約変更の締結に至る経緯をより明確にしておく必要がある。</p>	<p>各農林水産(農政・農林)事務所に対し、工事打合簿を適正に作成するよう周知徹底を図りました。</p> <p>今後は、契約変更など重要な事項の工事打合簿については、複数職員によるチェックを行うなど、契約変更の締結に至る経緯の明確化に努めます。</p>	農林水産部

3. 沿岸地域避難路等緊急整備治山事業について		
① 度会郡 大紀町錦字 福羅地内について (意 見)		
当該地内の工事は3箇所に分かれている。そのうち1箇所について、避難路として使用しているが、斜面对策が施されていない箇所があった。緊急プロジェクトの趣旨を鑑み、地震により斜面の土砂崩れが発生し避難路の入口がふさがれてしまうことが想定されることから、今後も市町と連携、協議しながら、土地の所有者及び近隣住民の理解を得て、早急に斜面对策を進めていくことが望まれる。	当該箇所については、町と連携し、土地所有者及び近隣住民と調整を行った結果、理解が得られたので、平成26年度県単治山事業により斜面对策を行う予定です。	農林水産部
4. 漁港海岸事業について		
① 整備計画について (意 見)		
<p>県が管理している11地区の漁港海岸については、維持管理マニュアルに従い、点検を行っており、そのうち、老朽化等の状況が確認された海岸保全施設において、緊急性の高いものから事業実施地区の選定が行われている。</p> <p>市町が管理している58地区の漁港海岸については、それぞれの市町において、海岸保全施設の状況が確認され、地元の実情等も含め緊急性の高いものから事業実施地区の選定が行われているとのことである。県としては、市町の方針をもとに、市町の要望を踏まえて、補助を行う地区の選定を行っている状況であり、県として市町管理の漁港海岸について、老朽化等の状況をすべて把握しているわけではない。</p> <p>現在、東日本大震災を受け、国は、防災対策の充実・強化を図るため、南海トラフ巨大地震対策等の検討を行っている。また、県でも、新たな地震被害想定調査を実施するなど、今後の防災・減災対策での効果的な活用を図るため、調査検討を進めている。今後、国の検討結果や県の地震被害想定調査結果に基づいて、県内の漁港海岸についても整備の方針が再検討されることが見込まれる。そのため、新たな防災減災対策に基づき、各管理者が堤防の状況を把握し、その結果について県と市町が情報共有や協力するなど、早期に効果が発現できる施設を優先的に選定できるような体制を強化することが望まれる。</p>	<p>国や県が実施している地震被害想定調査等を各管理者(市町)に周知していくとともに、各管理者が把握している堤防の状況について、情報共有ができるよう、各管理者に対し、協力を求めます。</p> <p>今後は、堤防の状況について、各管理者で情報共有を行うことにより、さらなる防災・減災対策の推進に努めます。</p>	農林水産部
5. 県営緊急津波対策海岸保全事業について		
① 指名競争入札について (意 見)		
<p>阿曾浦漁港県営緊急津波対策海岸保全事業陸間実施設計業務委託は、指名競争入札により契約を締結している。県では指名競争入札を実施する場合、指名について必要な事項を規定するものとして、「三重県建設工事等指名競争入札参加者指名要綱」を定めている。</p> <p>指名競争入札において、どの業者を指名するかについては、競争入札審査会によって決定され、競争入札審査会では、指名業者の選定根拠として「三重県建設工事公表要領」に規定</p>	<p>各農林水産(農政・農林)事務所に対し、指名競争入札の業者選定について「三重県建設工事等指名競争入札参加者指名要綱」及び「三重県建設工事公表要領」の周知徹底を行いました。</p> <p>今後とも、要綱・要領に基づき「指名理由調書」</p>	農林水産部

<p>している「指名理由調書（審査会での審査内容を記載したもの）」に準じて委託業務についても指名理由調書を作成している。</p> <p>当該委託契約にかかる指名競争入札は、競争入札審査会で決定していることを確認したが、当該要綱で考慮すべきとされている業者の手持ち工事の状況について、指名理由調書において考慮したことが記載されていなかった。今後は、最終的にどのような過程で指名しているかについて、指名理由調書に適正に記載するよう努められたい。</p>	<p>を適正に記載するよう努めます。</p>	
--	------------------------	--

平成24年度 包括外部監査結果に対する対応

テーマ・区分・内容	対応結果	備考																								
I. 包括外部監査の意見及び指摘																										
VI 農林水産部																										
1. 公有財産台帳の登録について																										
① 公有財産台帳への登録もれについて【結果】																										
<p>修繕を含む建物、工作物等の新規工事による公有財産の取得、及び公有財産台帳に登録されている公有財産の実在性について任意に抽出し、公有財産の取得又は滅失に関連する書類一式を閲覧した結果、下記項目について、平成23年度の公有財産台帳への登録もれが存在していた。</p>	<p>◎平成24年度において、指摘のあった事案について台帳への登録を行いました。</p> <p>公有財産台帳の登録事項に異動を生じた場合は、速やかに台帳登録等を行うとともに、複数担当者によるチェックを行う体制を整え、登録もれの防止に努めています。</p>	農林水産部																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>所管所属</th> <th>支出負担行為理由又は施設名称</th> <th>登録すべき理由</th> <th>金額(千円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>みどり共生推進課</td> <td>大吹峠休憩所</td> <td>破損による撤去</td> <td>(※1) 4,766</td> </tr> <tr> <td>水産資源課</td> <td>平成23年度尾鷲栽培漁業センター貯水槽防水工事</td> <td>修繕工事</td> <td>26,250</td> </tr> <tr> <td>畜産研究所</td> <td>畜産研究所大家畜舎超微細全自動高圧細霧システム工事</td> <td>新規工事</td> <td>(※2) 1,922</td> </tr> <tr> <td>林業研究所</td> <td>照明LED化改修工事</td> <td>修繕工事</td> <td>8,672</td> </tr> <tr> <td>林業研究所</td> <td>三重県林業研究所展示館耐震補強及び改修工事</td> <td>修繕工事</td> <td>(※2) 21,243</td> </tr> </tbody> </table>	所管所属	支出負担行為理由又は施設名称	登録すべき理由	金額(千円)	みどり共生推進課	大吹峠休憩所	破損による撤去	(※1) 4,766	水産資源課	平成23年度尾鷲栽培漁業センター貯水槽防水工事	修繕工事	26,250	畜産研究所	畜産研究所大家畜舎超微細全自動高圧細霧システム工事	新規工事	(※2) 1,922	林業研究所	照明LED化改修工事	修繕工事	8,672	林業研究所	三重県林業研究所展示館耐震補強及び改修工事	修繕工事	(※2) 21,243		
所管所属	支出負担行為理由又は施設名称	登録すべき理由	金額(千円)																							
みどり共生推進課	大吹峠休憩所	破損による撤去	(※1) 4,766																							
水産資源課	平成23年度尾鷲栽培漁業センター貯水槽防水工事	修繕工事	26,250																							
畜産研究所	畜産研究所大家畜舎超微細全自動高圧細霧システム工事	新規工事	(※2) 1,922																							
林業研究所	照明LED化改修工事	修繕工事	8,672																							
林業研究所	三重県林業研究所展示館耐震補強及び改修工事	修繕工事	(※2) 21,243																							
<p>(※1) 大吹峠休憩所の建物金額であり、撤去により減少すべきであった金額である。</p> <p>(※2) 監査手続前に異動報告もれであることが発見され、現在は台帳登録されている。</p>																										
<p>公有財産規則第35条では、公有財産の取得等に関する登録について、「課等の長又は地域機関の長は、所属する公有財産について、新たに公有財産台帳に登録する必要が生じた場合又は公有財産台帳の登録事項に異動を生じた場合においては、速やかに当該登録事項を登録した公有財産台帳の写しに付属図面その他の関係書類を添付して管財課長に報告しなければならない。」と定めており、また、適切な公有財産管理の観点からも適時、台帳への登録が必要である。</p>																										

2. 普通財産の管理について

① 普通財産の管財課への移管について【意見】

下記は、林業研究所で管理する普通財産の一部である。

施設名称	地積 (㎡)	残高 (千円)	普通財産とした年度	普通財産とした理由
スギ原種採穂園	1,871.00	170	平成23年度	行政財産の用途廃止
スギ原種採穂園	991.00	111	平成23年度	行政財産の用途廃止
ヒノキ原種採穂園	1,256.00	255	平成23年度	行政財産の用途廃止
ヒノキ採穂園	1,646.00	496	平成23年度	行政財産の用途廃止

当該普通財産については、売却処分が見込めないこと等から、未だ管財課へ移管されていない状況にある。

しかし、公有財産規則上、管財課以外の部署における普通財産の管理は特別な事情のある財産に限定している趣旨に鑑み、当該普通財産については林業研究所と管財課で当該普通財産の管理・処分等について協議のうえ、適切に処理されたい。

○当該財産の利活用について、平成25年12月に県庁内で照会したところ、利用希望のないことを確認しました。

このため、「みえ県有財産利活用方針」に基づき、管財課より当該財産の所在地である津市に公益的活用の有無について照会を行ったところでは、

今後も管財課等関係課と連携し、当該財産の管理・処分について適切に処理を進めていきます。

農林水産部

(報告事項)**平成おかげ参りプロジェクトの実施状況について****1 平成おかげ参りプロジェクトの趣旨**

神宮式年遷宮により全国からの注目が三重県に集まる機会を活かし、江戸時代の「おかげ参り」になぞらえて、全国の老舗百貨店において観光キャンペーンと合わせて物産展を開催することにより、県の魅力を全国に発信し、県産品の販路拡大と県内誘客を図ります。(平成25年10月から平成26年9月まで、全国20店舗で開催)

2 結果概要及び今後の予定**(1) 実施状況**

本年2月末までに全国各地の13百貨店の大催事場や食品売場を活用して物産展を実施したところであり、3月中には2店舗で実施予定です。

(2) 売上状況**① 売上額**

2月末までに開催した13の百貨店での総売上額は、約4億1千万円となっております。売上目標額の3億9千万円を上回っています。

今後は、本年度売上目標額の4億4千万円を上回るよう進めていきます。

② 売上傾向

品目別では松阪牛などの牛肉弁当、あおさやひじきなどの海藻、和菓子、みかんなど三重県をイメージできる食品や真珠製品の売上は好調でしたが、他県産との差別化が難しい加工品の売上は伸びませんでした。

地域的には首都圏や三重県から離れた地方都市の百貨店での売上は好調でしたが、関西圏や中京圏の百貨店での売上は伸びませんでした。

(3) 観光面PR

三重県観光キャンペーンの一環として、神宮式年遷宮の写真展や式年遷宮にまつわるトークショーなどにより三重県のPRを行いました。

(4) 今後の予定

平成26年度には5店舗の百貨店で物産展を開催するとともに、秋にはおかげ参りの終点である伊勢市内でファイナルイベントとして物産展を実施する予定です。



(観光大使を囲んでのトークセッション)